

よくわかる建設リサイクル

2014-15

～総合的建設副産物対策～
現場での実効ある対策の推進のために

• •
小さなリサイクルから、
大きな夢を。

建設産業は循環型社会に
貢献しています。



Re ckle



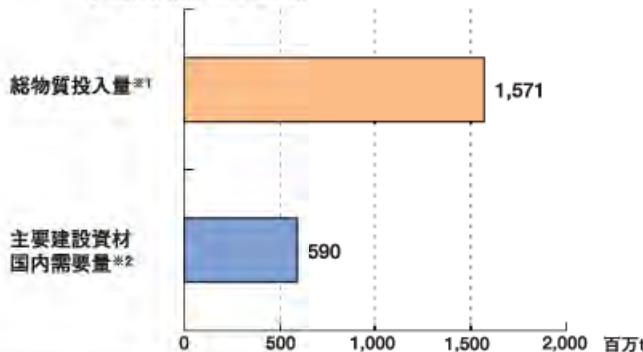
建設副産物リサイクル広報推進会議

廃棄物・リサイクルの現状

廃棄物・リサイクルの現状を考えると、なぜ循環型社会の形成に向けた取組みが必要なのかが見えてきます。

●我が国における資源の利用量

資源利用量（総物質投入量） 約15億7,100万t

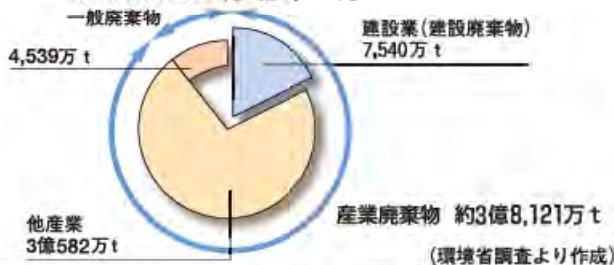


我が国における資源利用量（総物質投入量）は約15億7,100万tです（平成23年度環境省調べ）。一方、主要建設資材の需要量はおおよそ5億9,000万t（平成25年度国土交通省調べ）となり、資源利用量の約3割を占めています。

（建設副産物リサイクル広報推進会議事務局が以下の資料から試算、作成 ※1「環境白書 循環型社会白書／生物多様性白書 平成26年版」（環境省）より作成、※2「主要建設資材の国内需要量実績の推移」（国土交通省）より作成、m³標記のデータはtに換算）

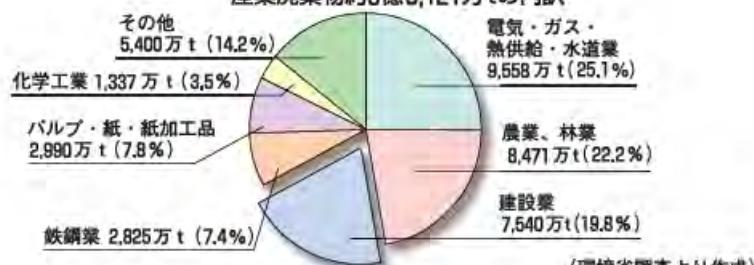
●廃棄物の排出量(平成23年度)

廃棄物排出量 約4億2,660万t



廃棄物の総排出量約4億2,660万tのうち約9割（約3億8,121万t）が産業廃棄物であり、産業廃棄物のうち約2割（約7,540万t）が建設廃棄物です。

産業廃棄物約3億8,121万tの内訳



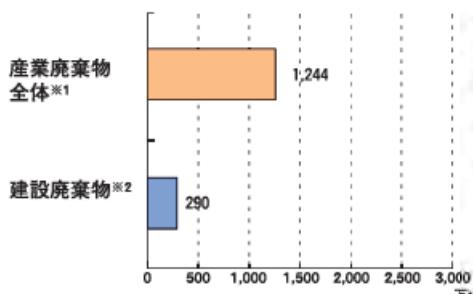
注) 四捨五入の関係で、各業種別排出量の総和が総排出量と異なる。

目次 CONTENTS

- 1 廃棄物・リサイクルの現状／2
- 2 建設副産物とは／4
- 3 建設副産物の発生と利用の現状／5
- 4 建設リサイクル等推進方策／9
- 5 建設副産物対策の実務上の留意点／22
- 1 事前調査（計画・設計）／23
- 2 発注計画の作成等（積算・発注）／24
- 3 事前調査／26
- 4 現場分別等の計画の作成／26
- 5 発注者への説明／26
- 6 受領・確認／26
- 7 工事請負契約／26
- 8 事前届出／26
- 9 施工計画の作成等／28
- 10 届出事項の告知・確認／32
- 11 工事下請負契約／32
- 12 工事着手前の措置（事前措置）／32
- 13 施工（分別解体等）／33
- 14 副産物の再資源化等・適正処理／35
- 15 実績記録の作成・報告・保管／40
- 16 完了報告の受領・確認／40
- 17 現場実務のチェックリスト／41
- 6 リサイクルへの取組み・事例／42
- 7 建設副産物リサイクル広報推進会議の活動／47

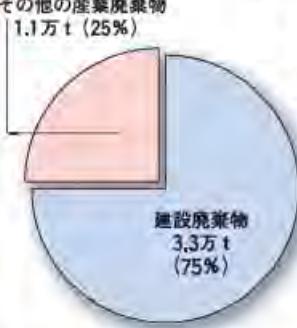
本パンフレットにおいて、特に断りのないデータは国土交通省取りまとめのデータです。

●産業廃棄物の最終処分量



全産業廃棄物の最終処分量のうち約23%が建設廃棄物であると推定されます。

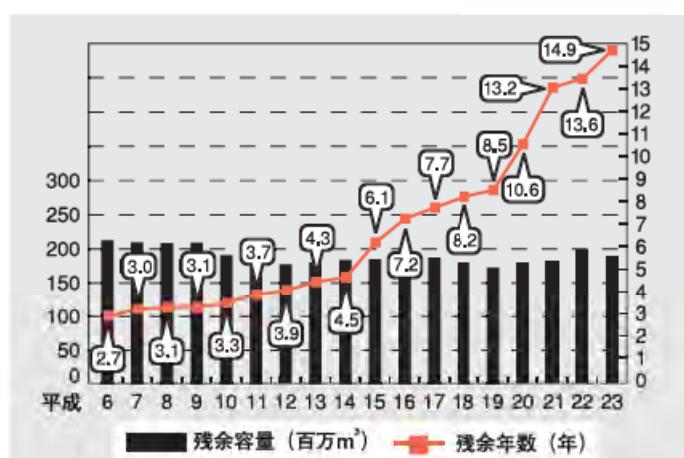
●産業廃棄物の不法投棄量(平成24年度)



産業廃棄物の不法投棄量約4.4万tのうち約75%(約3.3万t)が建設廃棄物です。

(環境省調査より作成)

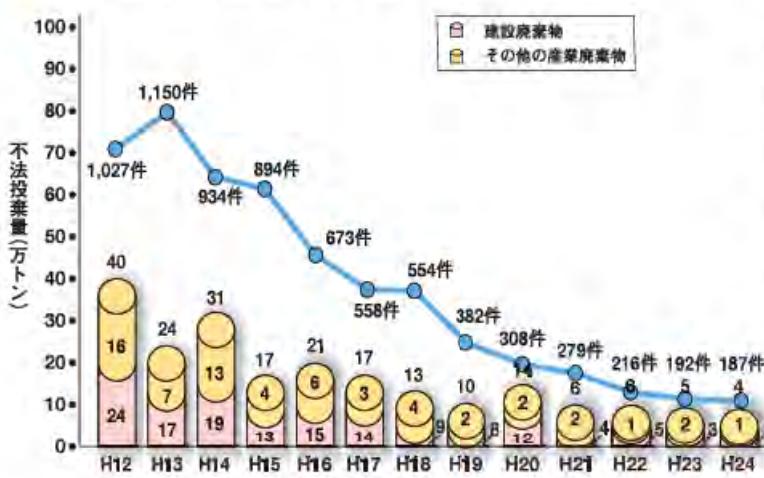
●最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（産業廃棄物）



ここ数年、産業廃棄物最終処分場については残余容量が横ばい若しくは減少傾向にあり、平成23年度末現在で18,606万m³、残余年数は14.9年分あります。

資料：環境省調査より

●不法投棄の件数及び量の推移



産業廃棄物の不法投棄の件数は平成13年度以降減少傾向が見られ、平成24年度には187件となっています。

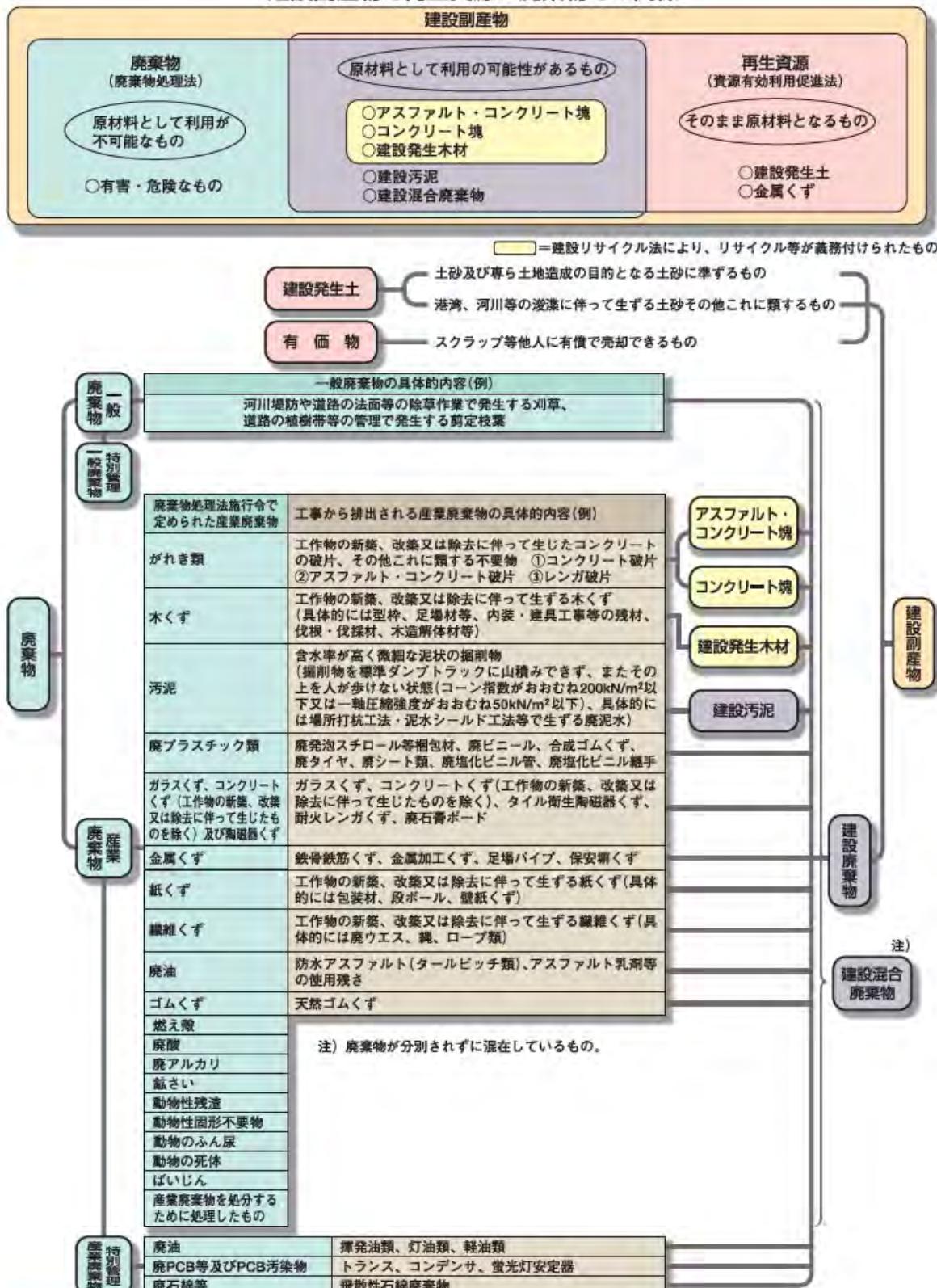
※平成15年度は岐阜県岐阜市の大規模事業(約57万t)、平成16年度は静岡県沼津市の大規模事業(約20万t)、平成20年度は三重県桑名市多度町の大規模事業(約6万t)、平成22年度は滋賀県日野町の大規模事業(約1.4万t)を除く
(環境省調査より作成)

建設副産物とは

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。

再生資源とは、副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものです。例えばコンクリート塊は廃棄物であるとともに、再生資源としても位置付けられるものです。**建設発生土**は再生資源であり、廃棄物ではありません。

建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



■ 参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設副産物の定義

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/genjo/teigi.htm>

建設副産物の発生と利用の現状

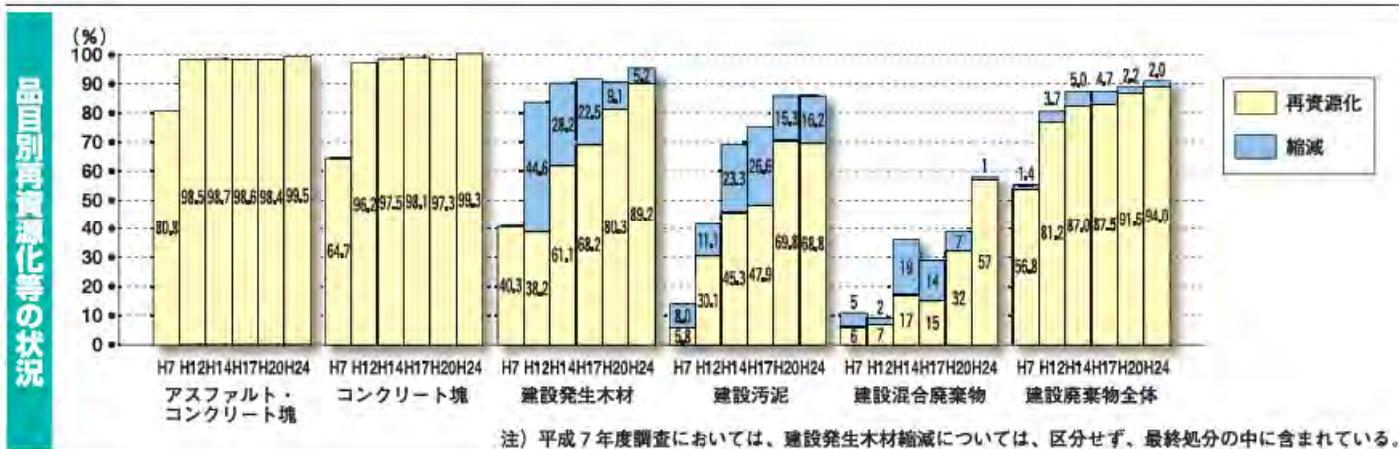
平成24年度の建設副産物実態調査によれば、建設廃棄物全体として再資源化等率は96.0%となり、上昇傾向を示しています。

品目別に見ると、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊は、平成12年度以降高い再資源化率を保っています。建設汚泥、建設発生木材はともに、最終処分の比率が大幅に低下しています。

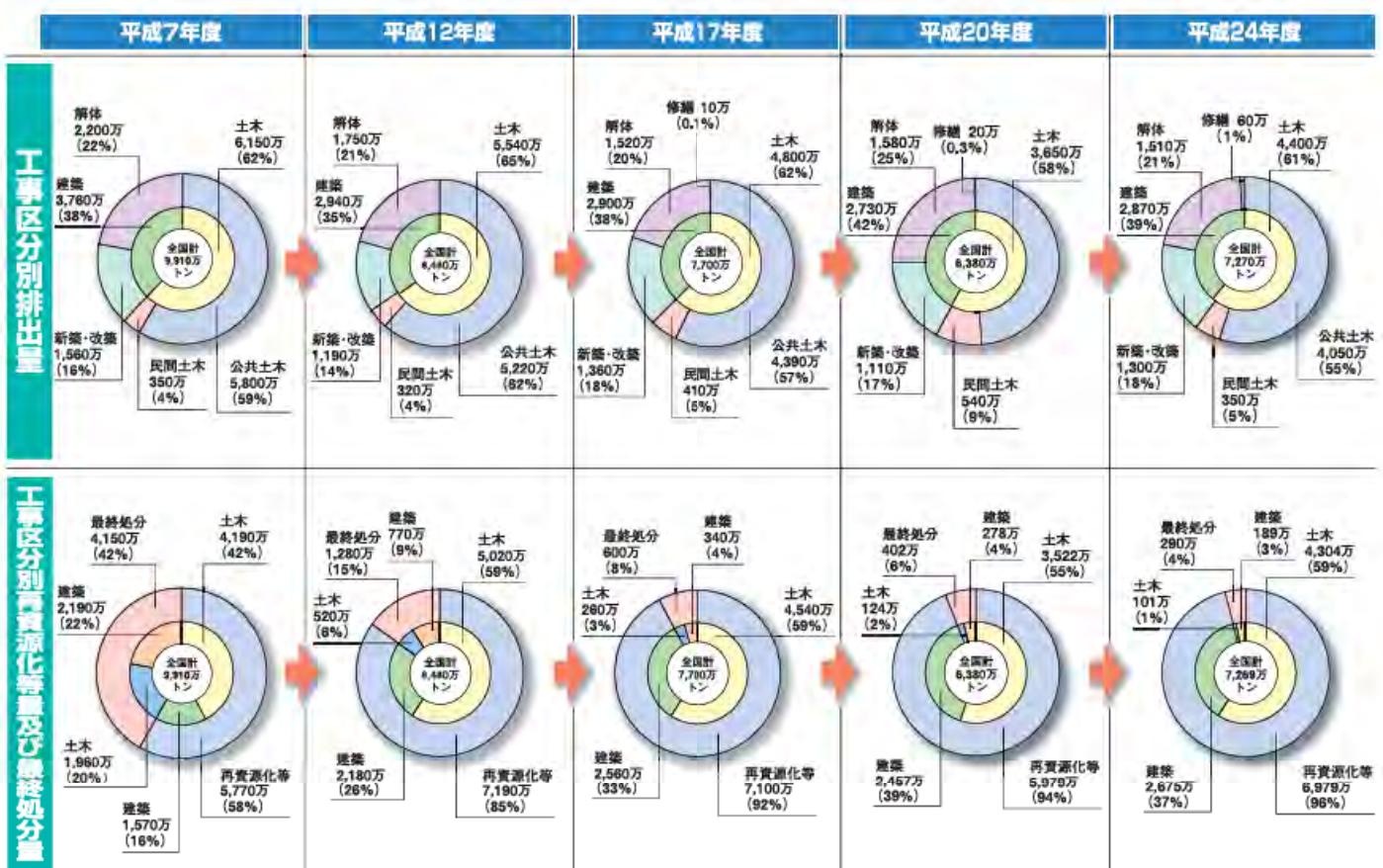
1 建設廃棄物

建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、平成20年度と比較して平成24年度は約14%増加し、全国で年間約7,270万トン。

再資源化等率は、93.7%（平成20年度）から96.0%（平成24年度）に上昇、最終処分量は402万トン（平成20年度）から290万トン（平成24年度）となり、約28%減少しています。

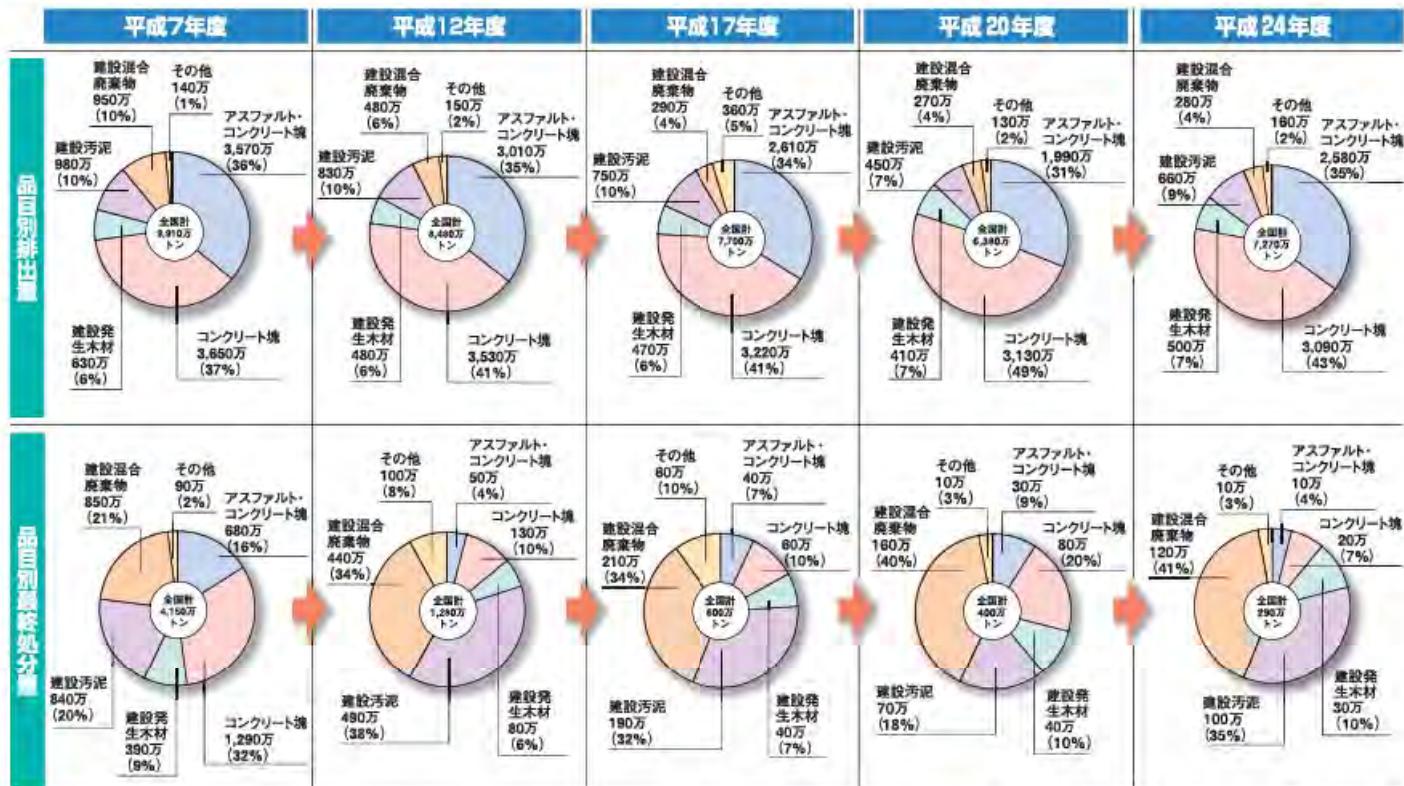


注) 平成7年度調査においては、建設発生木材縮減については、区分せず、最終処分の中に含まれている。



注) 四捨五入の関係上、合計値とあわない場合がある。

建設副産物の発生と利用の現状

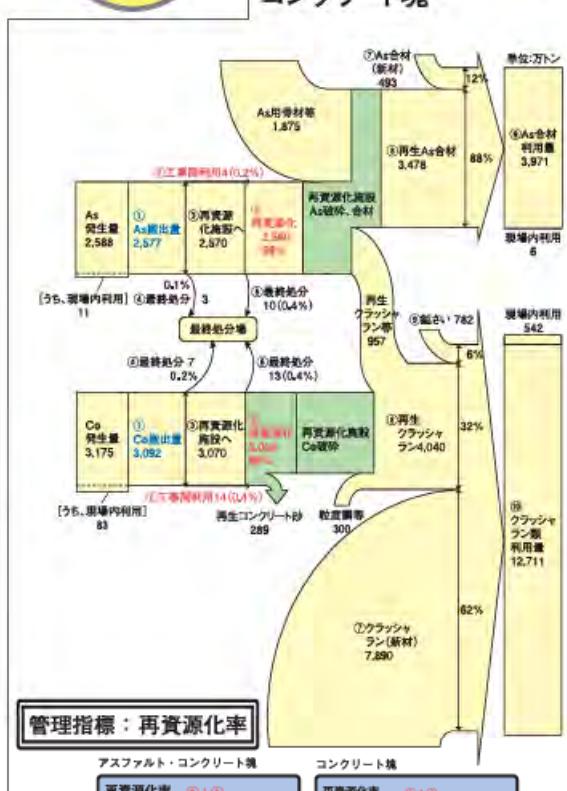


(注) 四捨五入の関係上、合計値とあわない場合がある。

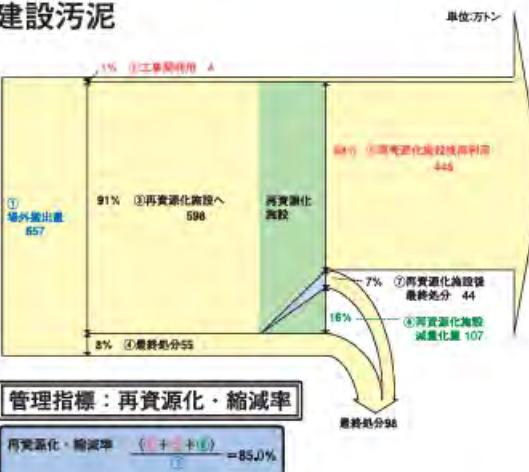
再資源化等フロー(平成24年度調べ)

参考

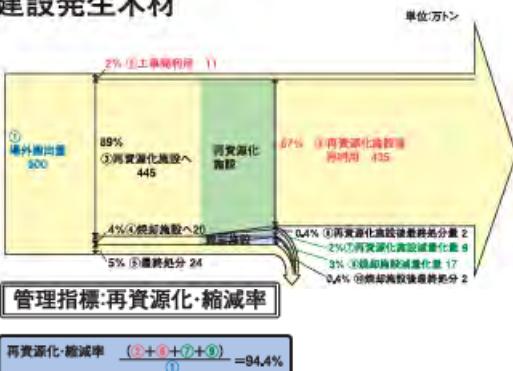
コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊



建設汚泥

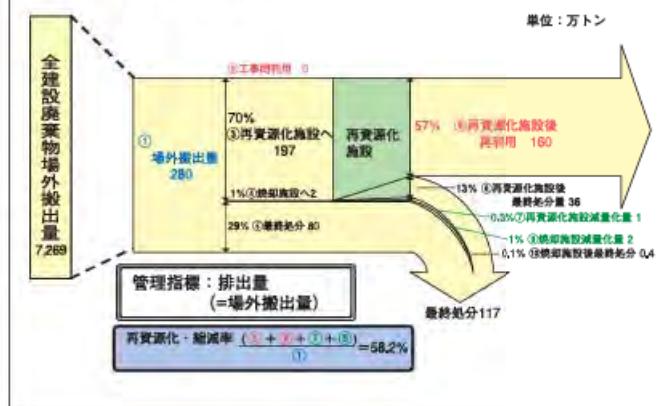


建設発生木材



(注) 四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。

建設混合廃棄物



参考

地方ブロック別の建設副産物再資源化等状況

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
アスファルト・コンクリート塊(%)	98.4	99.5	99.7	98.7	99.9	99.5	99.7	98.8	99.3	99.5	99.5
コンクリート塊(%)	98.2	99.4	99.5	98.8	99.7	99.6	99.7	99.1	99.0	99.5	99.3
建設発生木材(縮減除く)(%)	90.3	85.4	92.3	81.7	93.6	89.1	92.1	75.0	84.0	73.8	89.2
建設発生木材(縮減含む)(%)	93.8	92.4	95.8	88.4	97.5	94.5	96.8	85.5	92.1	92.4	94.4
建設汚泥(縮減含む)(%)	60.7	89.0	81.9	85.6	95.1	89.2	82.5	88.6	88.9	87.9	85.0
建設混合廃棄物排出量(万トン)	9.9	23.3	104.1	10.8	41.8	43.5	16.0	5.5	22.5	2.0	279.5
建設廃棄物全体(%)	93.5	97.3	95.4	96.3	97.7	95.2	96.2	95.6	96.3	96.7	96.0

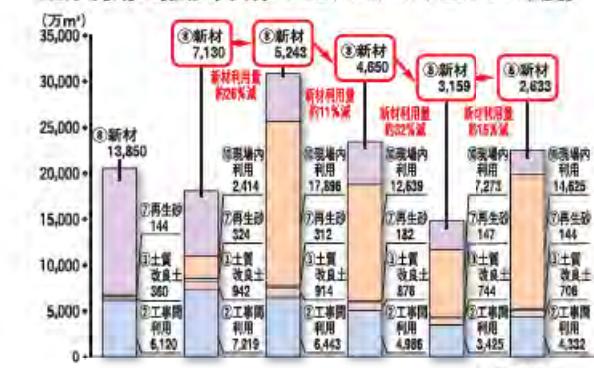
平成24年度 建設副産物実態調査

2 建設発生土

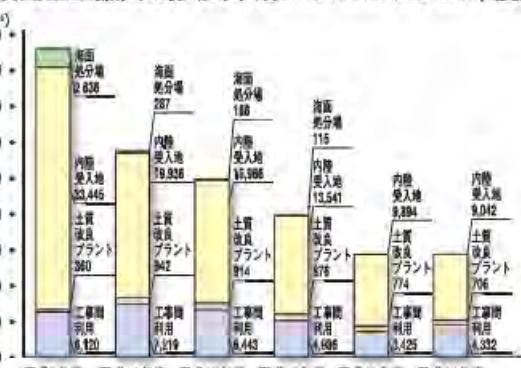
建設工事現場からの建設発生土の排出量は、平成17年度と比較して平成20年度は約28%減少し、全国で年間約1億4,063万m³。

新材土砂の利用量は年々減少傾向にあり、平成20年度の新材利用量は平成17年度と比較して約33%減少しています。

土砂利用の推移(平成7、12、14、17、20、24年度)



建設発生土搬出の推移(平成7、12、14、17、20、24年度)



注) 現場内利用は平成12年度調査より把握している。

建設副産物の発生と利用の現状

各地方別－利用土砂の建設発生土利用率推移

(単位：%)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
平成7年度	32	23	38	30	29	37	37	34	27	50	32
平成12年度	58	51	69	54	51	56	63	79	71	74	61
平成14年度	66	50	71	54	80	57	73	68	60	78	65
平成17年度	60	43	71	63	69	65	77	54	63	71	63
平成20年度	76	71	82	76	82	77	84	83	79	83	79
平成24年度	87	80	91	89	90	90	92	90	89	91	88

注)・公共工事と民間工事の合計

・平成7年度は、現場内利用の集計を行っていないため、現場内利用を含まない率

・平成12年度、平成17年度は、現場内利用を含む率

再資源化等フロー(平成24年度調べ)

参考

建設発生土



注)四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設副産物実態調査

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/jittaichousa/index.htm>

参考

建設副産物実態調査(センサス)

建設副産物実態調査は、建設副産物の発生量、再資源化状況及び最終処分量等の動向に関する実態を把握するため、全国の建設工事(公共土木工事、民間土木工事、建築工事(新築・増改築工事:解体工事、修繕工事))や再資源化施設等を対象に、平成7年度、平成12年度、平成14年度、平成17年度、平成20年度、平成24年度に実施している統計調査です。

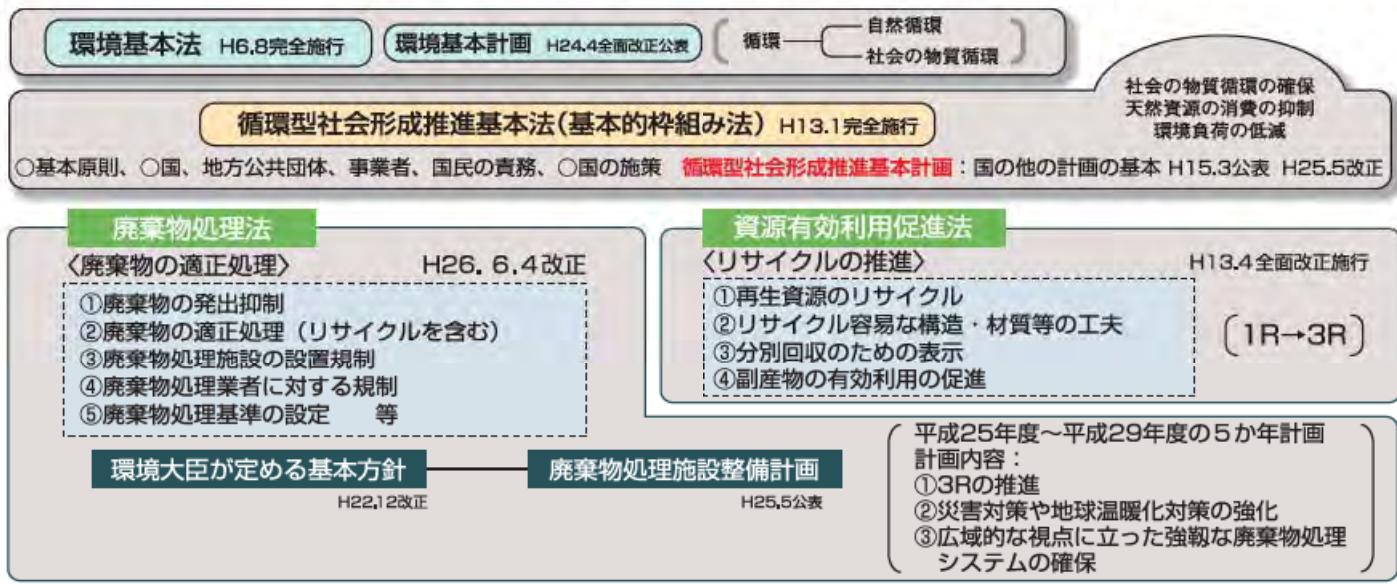
本調査は、①利用量・搬出先調査、②再生処理施設の稼働実態調査(施設調査)の2つの調査で構成されています。

4 建設リサイクル等推進方策

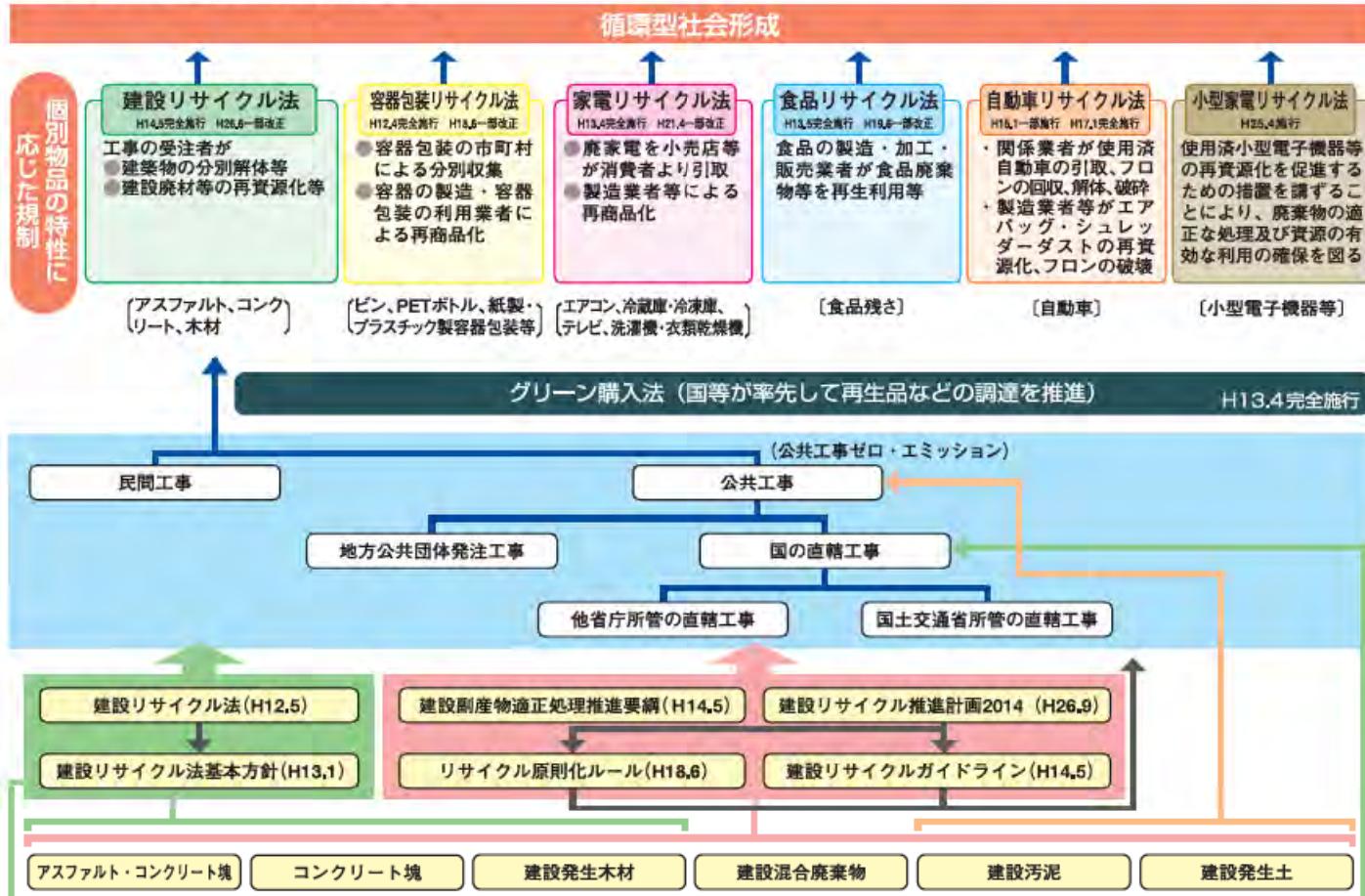
建設廃棄物は、産業廃棄物の排出量の約2割、最終処分量の約2割を占めており、社会的な問題となっている不法投棄の問題や、逼迫する最終処分場の問題の解決に、リサイクル推進は大変重要な役割を担っています。

一方で建設廃棄物のリサイクル率は、全体で94%を超えており、より一層実効性あるリサイクルの制度を確立するために、様々な推進方策が展開されてきました。

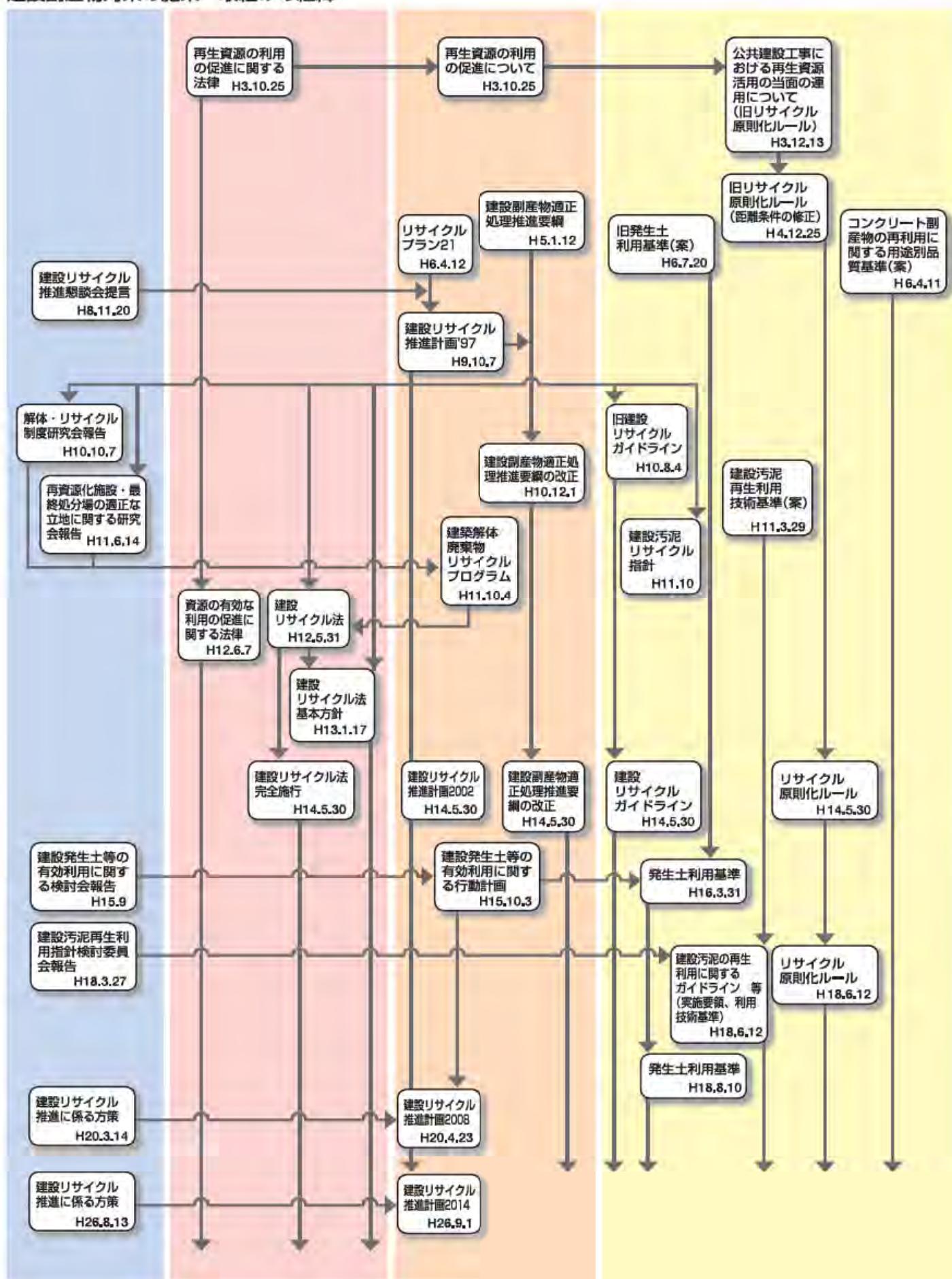
循環型社会の形成の推進のための施策体系



循環型社会形成推進のための取組み



建設副産物対策の施策・取組みの経緯



関係法令	大綱・目標等	通知類	建設業界
<p>●H3.10.25 「再生資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法) ・再生資源の利用 ・再生資源の利用促進</p> <p>●H4.7.4 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法の改正) ・減量化・再生の促進 ・適正処理の確保 ・処理施設の確保</p> <p>●H4.9.25 「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」(特定施設整備法) ・施設立地促進 ・周辺公共施設整備</p> <p>●H9.6.13(公布) 「環境影響評価法」 ・一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場で、ある一定基準以上のものはアセスの対象となる。</p> <p>●H9.6.18(公布) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法の改正) ・廃棄物の減量化・リサイクルの推進 ・廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上 ・不法投棄対策</p> <p>●H12.5.31(公布) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)</p> <p>●H12.5.31(公布) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法) ・国などが、環境物品の調達を調達方針に基づき、率先的に推進 ・グリーン購入に役立つ情報の提供を推進</p> <p>●H12.6.2(公布) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等(廃掃法等の改正) ・都道府県知事などが安全・適正な廃棄物の処理施設を整備するための枠組みづくり ・排出事業者の責任の強化 ・野外焼却の禁止 ・特定施設整備法の特定施設に建設廃棄物処理施設を位置付け</p> <p>●H12.6.7(公布) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法の改正) ・発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)対策の導入 ・事業者の計画的な取組みの義務付け ・事業者に製品の回収・リサイクルを義務付け</p> <p>●H12.11.29(公布) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」</p> <p>●H13.1.17(告示) 「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針」(建設リサイクル法基本方針) ・再資源化等に関する目標や再生資材の利用の促進のための方策を策定</p> <p>●H13.5.18(公布) 「解体工事業に係る登録等に関する省令」</p> <p>●H14.3.5(公布) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」</p> <p>●H14.3.5(公布) 「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」</p> <p>●H14.5.30 建設リサイクル法全面施行</p> <p>●H14.5.29(公布) 土壤汚染対策法</p> <p>●H22.4.1(施行) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正</p> <p>●H22.4.1(施行) 「土壤汚染対策法」(土対法の改正) ・土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充 ・規制対象区域の分類等による講すべき措置の内容の明確化等 ・搬出土壤の適正処理の確保</p> <p>●H22.5.19(施行) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法の改正)</p>	<p>●H3.3.29 総合的な建設副産物対策の推進について</p> <p>●H5.1.12 建設副産物適正処理推進要綱 ・適正処理のための基準</p> <p>●H6.1.13 建設省環境政策大綱 ・建設省の環境政策の基本的考え方</p> <p>●H6.4.12 建設副産物対策行動計画(リサイクルプラン21)・リサイクルの行動指針</p> <p>●H8.11.20 建設リサイクル推進懇談会提言</p> <p>●H9.4.4 公共工事コスト縮減のための行動計画について</p> <p>●H9.10.7 建設リサイクル推進計画'97</p> <p>●H10.10.7 解体・リサイクル制度研究会報告</p> <p>●H10.12.1 建設副産物適正処理推進要綱の改正について</p> <p>●H11.3 ダイオキシン対策推進基本指針(関係閣僚会議)</p> <p>●H11.6.14 再資源化施設・最終処分場の適正な立地に関する研究会報告</p> <p>●H11.10.4 建築解体廃棄物リサイクルプログラム</p> <p>●H14.5.30 建設リサイクル推進計画2002</p> <p>●H14.5.30 建設副産物適正処理推進要綱の改正</p> <p>●H15.9 建設発生土等の有効利用に関する検討会報告</p> <p>●H18.3.27 建設汚泥再生利用指針検討委員会報告</p> <p>●H20.4.23 建設リサイクル推進計画2008</p> <p>●H26.9.1 建設リサイクル推進計画2014</p>	<p>●H3.1.25 条件明示について</p> <p>●H3.3.27 施工条件の明示について</p> <p>●H3.5.15 営繕事業執行における積算等の留意事項について</p> <p>●H3.10.25 再生資源の利用の促進について</p> <p>●H3.11.15 道路事業の再生利用促進について</p> <p>●H3.12.13 ●H4.12.25(一部改正) 公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について</p> <p>●H3.12.13 公共建設工事における再生資源活用工事実施要領(土木)について</p> <p>●H4.1.17 営繕工事における再生資源活用工事実施要領について</p> <p>●H4.8.5 事業執行における積算等の留意事項について</p> <p>●H6.4.11 コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)について</p> <p>●H6.7.20 発生土利用基準(案)について</p> <p>●H10.7.16 建設副産物の適正処理に関する追跡調査の実施について</p> <p>●H10.8.4 建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン)</p> <p>●H11.3.26 建設発生土情報交換システム運用の開始について</p> <p>●H11.3.29 建設汚泥再生利用技術基準(案)</p> <p>●H11.9.27 公共事業における試験施工のための他産業再生資材試験評価マニュアル案(平成11年度版)について</p> <p>●H11.10 建設汚泥リサイクル指針</p> <p>●H11.11.10 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について(厚生省)</p> <p>●H14.3.5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づく国の機関から都道府県知事への計画の通知について</p> <p>●H14.3.28 条件明示について</p> <p>●H14.3.29 「建設副産物情報交換システム」の整備について</p> <p>●H14.5.29 「工事請負契約書の制定について」の一部改正について 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続きについて</p> <p>●H14.5.30 建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン) 公共建設工事における再生資材活用の当面の運用について 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)について 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(営繕)について</p> <p>●H15.10.3 建設発生土等の有効利用に関する行動計画の策定及び推進について</p> <p>●H16.3.31 発生土利用基準について</p> <p>●H18.6.12 建設汚泥の再生利用に関するガイドラインについて 等(実施要領、原則化ルール、利用技術基準)</p> <p>●H18.8.10 発生土利用基準について</p>	<p>●S59.10.1 建設八団体廃棄物対策連絡会発足</p> <p>●H3.6 (株)首都圏建設資源高度化センター設立 (東京都等が出資する建設発生土の受入地確保・搬入管理会社)</p> <p>●H4.5 建設副産物リサイクル広報推進会議設立</p> <p>●H8.10 「建設産業環境行動ビジョン」(建設産業界の10団体)</p> <p>●H8.11.20 建設リサイクル推進懇談会提言</p> <p>●H8.11.20 建設業界の環境保全自主行動計画 [(社)日本建設業団体連合会、(社)日本土木工業協会、(社)建築業協会]</p> <p>●H9.7.1 建設八団体副産物対策協議会に改称</p> <p>●H9.10 建設九団体副産物対策協議会に改称</p> <p>●H10.5 建設業界における「建設リサイクル行動計画」</p> <p>●H10.10 「建設業の環境保全自主行動計画 第2版」策定</p> <p>●H10.11 建設マニフェスト販売センター設立</p> <p>●H11.2 仮称「建設指定副産物等リサイクル促進法」立法に関する提言 (建設九団体副産物対策協議会)</p> <p>●H12.4 建設業界における「建設リサイクル行動計画」改訂</p> <p>●H12.6 「産業廃棄物処理業者選定のための手引き」作成</p> <p>●H15.2 「建設業の環境保全自主行動計画 第3版」策定</p> <p>●H15.2 建設業界における「建設リサイクル行動計画」改訂</p> <p>●H16.5 「建設発生土処理の手引き」策定</p> <p>●H18.3 「建設業の環境保全自主行動計画 第3版」改訂</p> <p>●H19.4 「建設業の環境保全自主行動計画 第4版」策定</p> <p>●H21.4.1 建設八団体副産物対策協議会に改称</p> <p>●H23.4.1 建設六団体副産物対策協議会に改称</p>

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(建設リサイクル法)

特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者の登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の促進及び廃棄物の適正な処理を確保するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)が平成14年5月30日から施行されています。

●建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

- 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事(対象建設工事)については、一定の施工基準に従って、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート(以上、特定建設資材)を現場で分別することが義務付けられています。
- 分別解体をすることによって生じた上記の特定建設資材の廃棄物について、再資源化等が義務付けられています。

**建物解体は
こうなります!**

分別解体等

- アスファルト塊
- コンクリート塊
- 建設発生木材

- 再資源化等
- 再生骨材
- 再生アスファルト合材
- 木材チップ 等

◆分別解体等実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体等を義務付け。分別解体等に関する施工方法に関する基準(事前調査を含めた分別解体等の手順と解体工事の作業手順等)に従い、建築物等に用いられた特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を計画的に施工。

分別解体の作業の原則	工事の作業手順の原則※1
①事前調査の実施 ②分別解体等の計画の策定 ③事前措置の実施 ④工事の実施	●建築物に係る解体工事の工程の順序 ①建築設備、内装材その他の建築物の部分 (屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く) の取り外し 内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと (1) 木材と一緒にとなった石膏ボード等の建設資材 (※2) (2) 木材 ②屋根ふき材の取り外し ③外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

※1建築物(工作物)の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより離さない場合はこの限りでない。

※2木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。

◆対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で下表に示す規模の基準以上の工事。なお、都道府県の条例により対象建設工事の規模基準の引き下げ可能。

工事の種類	規模の基準
建築物解体	延床面積 80m ²
建築物新築・増築	延床面積 500m ²
建築物修繕・模様替等(リフォーム等)	請負代金 1億円
その他工作物に関する工事(土木工事等)	請負代金 500万円

*建築物は建築基準法の建築物。

*その他工作物には土木系、建築系工作物を含む。

◆再資源化等実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物の再資源化を義務付け。なお、木材については50km以内に再資源化施設がないなど、再資源化が困難な場合には、焼却等の縮減を実施。

●分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置

- 発注者による工事の事前届出、元請業者から発注者への再資源化等完了報告、現場における標識の掲示などが義務付けられています。
- 受注者への適正なコストの支払を確保するため、発注者・受注者間の契約手続が整備されています。

分別解体・再資源化の発注から実施への流れ



- ①受注者から発注者への説明(受注者(元請)の義務) ②契約 ③事前届出 ④変更命令 ⑤告知・契約
 ⑥分別解体等、再資源化等の実施、技術管理者による施工の管理(建設業許可業者の場合は主任技術者又は監理技術者による施工の管理)、現場における標識の掲示(受注者全体(元請・下請とも)の義務)
 ⑦再資源化等の完了の確認及び発注者への報告(受注者(元請)の義務)

※なお、対象建設工事の事前届出に必要な様式、各都道府県の窓口の一覧等については国土交通省のリサイクルホームページ 関連届出集・届出先及び問い合わせ先をご覧下さい。

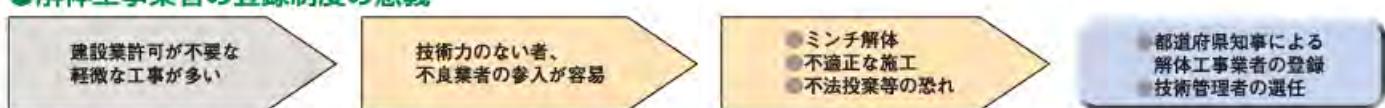
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/todokede/index.htm>

●解体工事業者の登録制度

- 適正な解体工事の実施を確保するために、解体工事業を営もうとする者の登録及び解体工事現場への技術管理者の配置等が義務付けられています。なお、土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業許可業者は、解体工事業登録は不要です。
- 解体工事業登録を受けた者が、土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業許可を受けたときは、その登録の効力は失われます。

※ただし、平成28年5月31日までに既にとび・土工工事業の許可を取得して解体工事業を営んでいる者に対しては、平成31年5月31日までに限り、解体工事業登録は不要です。それ以降は、土木工事業・建築工事業・解体工事業のいずれかの許可を取得するか、解体工事業登録が必要となります。

●解体工事業者の登録制度の意義



※500万円未満の建設工事のみを請け負う業者は建設業許可不要

※機械さえあればミンチ解体を行することで解体工事が可能

◆技術管理者の要件(主任技術者、監理技術者の要件とは異なります。)

1. 実務経験者

実務経験年数	解体工事業登録		
	【参考】建設業許可	建設業法による技術検定	技術士法による第2次試験
学歴	国土交通大臣の登録を受けた講習 ^(注1) 受講者		
一定の学科 ^(注1) を履修した大学・高専卒業者	2年	1年	3年
一定の学科を履修した高校卒業者	4年	3年	5年
上記以外	8年	7年	10年

注1) 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科

注2) 登録講習実施機関:(公社)全国解体工事業団体連合会

2. 有資格者

資格・試験名	種別
建設業法による技術検定	1級建設機械施工 2級建設機械施工(「第1種」「第2種」) 1級土木施工管理 2級土木施工管理(「土木」) 1級建築施工管理 2級建築施工管理(「建築」、「躯体」)
技術士法による第2次試験	技術士(「建設部門」)
建築士法による建築士	1級建築士 2級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	1級とび・とび工 2級とび・解体工事経験1年 2級とび・解体工事経験1年
国土交通大臣の登録を受けた試験	登録試験実施機関が実施する試験 ^(注3) 合格者

注3) 登録試験実施機関:(公社)全国解体工事業団体連合会

※なお、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)が、平成28年6月1日に施行されました。

※解体工事業許可業者(建設業法)の主任技術者・管理技術者の要件は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/160601.html>

■参照:国土交通省のリサイクルホームページ 建設リサイクル法の概要

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/recycle_kihon/kenriho.htm/

建設リサイクル推進計画2014

建設リサイクル推進計画2014の概要①

計画のポイント

- 建設副産物の物流状況を毎年モニタリングし、現場分別・再資源化・再生資材利用が不十分な者に対して、その促進を要請。
- 建設発生土の官民一体となったマッチングを強化し、その有効利用を促進。
- 建設副産物の再資源化率等に関する平成30年度目標値を設定し、建設リサイクルを一層推進。

計画の位置づけ

国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的な施策をとりまとめた計画。

計画の対象

国土交通省が自ら実施する施策と併せて、地方公共団体、民間事業者等が実施する施策についても本計画の反映を要請。

計画期間・目標設定

平成26年度～30年度の5ヵ年とし、平成30年度目標値を設定（詳細は概要②）。

主要課題とその対応

- ①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応
- ②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題
- ③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献
→各課題への対応として、新たに取り組むべき重点施策（7項目16施策）を設定（詳細は概要③）。

フォローアップ

- 目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況は、毎年の建設副産物流の「モニタリング調査」や、従来からの「建設副産物実態調査等」により把握・評価。
- フォローアップや取り組み、施策の具体化にあたっては、適宜「建設リサイクル推進施策検討小委員会」からご助言等を頂き、効果的な施策の実施を図る。

建設リサイクル推進計画2014の概要②

建設リサイクル推進計画2014の目標値

対象品目	平成24年度 目標 (推進計画2008)	平成24年度 実績	平成30年度目標	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.5%	99%以上 再資源化率が低下しないよう維持
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	94.4%	95%以上 引き続き目標達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	82%以上	85.0%	90%以上 より高い数値目標を設定
建設混合廃棄物	排出率※1	—	3.9%	3.5%以下 指標を排出量から建設混合廃棄物
	再資源化・縮減率	—	58.2%	60%以上 排出率※1と再資源化・縮減率に変更
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	94%以上	96.0%	96%以上 より高い数値目標を設定
建設発生土	建設発生土 有効利用率※3	—	—	80%以上 指標を利用土砂の建設発生土利用率※2 から建設発生土有効利用率※3に変更

※1:全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2:土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

※3:建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

建設リサイクル推進計画2014の概要③ 建設リサイクル推進計画2014における施策一覧

3 新たに取組むべき重点施策(16施策)

- (1)建設副産物物流のモニタリング強化
 - ①混雑・木材・汚泥の直接最終処分要因等のモニタリング実施
 - ②建設副産物物流モニタリング毎年実施
 - ③再生クラッシャーのストック状況等把握
- (2)地域固有の課題解決の促進
 - ①建設副産物対策地方連絡協議会を中心とした地域固有の課題抽出・解決
- (3)他の環境政策との統合的展開への理解促進
 - ①木材焼却時の熱エネルギー回収の導入事例・効果の周知
- (4)工事前段階における発生抑制の検討促進
 - ①事業の計画・設計段階における発生抑制策の検討促進

- (5)現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進
 - ①混雑中の現場分別可能な混入物の分別搬出徹底の要請
 - ②混雑木材汚泥の再資源化施設への搬出徹底の要請
 - ③再資源化・縮減率の高い優良な施設の把握・搬出推進

- (6)建設工事における再生資材の利用促進
 - ①再生資材利用状況に関する指標導入モニタリング結果に基づく利用徹底の要請
 - ②建設汚泥の先進的な利用事例(自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など)の周知
 - ③再生資材の品質基準や保証方法の確立

- (7)建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化
 - ①建設発生土の官民一体的なマッチング強化
 - ②内陸受入地での取扱い等情報を把握するシステムの構築
 - ③内陸受入地での不適切な取扱いによる土砂崩落等の公衆災害抑制促進
 - ④自然由来の重金属等を含む土砂等を適正に評価した場合安全性般市民の理解促進

4 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策(37施策)

- | | | |
|---------------------|------------------|---------------------|
| (1)情報管理と物流管理(2施策) | (2)関係者の連携強化(3施策) | (3)理解と参画の推進(4施策) |
| (4)建設リサイクル市場育成(3施策) | (5)技術開発等の推進(5施策) | (6)発生抑制(3施策) |
| (8)再資源化・縮減(2施策) | (9)適正処理(4施策) | (7)現場分別(4施策) |
| | | (10)再使用・再生資材利用(7施策) |

上記53施策を着実に実行し、建設副産物の発生抑制・再資源化・再生利用・適正処理等の一層の推進を図る

建設副産物適正処理推進要綱

各主体ごと(発注者、元請業者、下請負人等)の責務と役割を明記し、計画から工事完了後までの事務の流れと必要な手続等を示すとともに、建設発生土及び建設廃棄物についての工事現場での留意事項、並びに建設廃棄物の再資源化等の処理に関する事項等を示しています。

- 第1章「総則」:本要綱の目的、語句の定義、基本事項等
- 第2章「関係者の責務と役割」:各主体ごとの責務と役割
- 第3章「計画の作成等」:計画から工事完了までの事務の流れと必要な手続等
- 第4章「建設発生土」:工事の施工に当たっての建設発生土の扱い
- 第5章「建設廃棄物」:工事の施工に当たっての建設廃棄物の扱い
- 第6章「建設廃棄物ごとの留意事項」:建設廃棄物の再資源化等、処理に関する事項

■参照:国土交通省のリサイクルホームページ 建設副産物適正処理推進要綱
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/youkou.pdf

リサイクル原則化ルール

- 国土交通省所管の直轄事業(受託工事含む)に適用
- 経済性にかかわらず実施(原則化)
- 指定副産物の工事現場からの搬出

- コンクリート塊、アスコン塊、建設発生木材
→再資源化施設への搬出を義務付け
(建設発生木材については、縮減で足りる場合も規定)

建設リサイクル法に基づく再資源化等の義務化
(土木工事500万円以上
新築建築工事500m²以上
建築解体工事80m²以上)

- 建設汚泥
→他工事現場での利用もしくは再資源化施設への搬出を義務付け
(縮減(脱水等)を行った上で最終処分できる場合も規定)

- 建設発生土
→50km以内の他の建設工事(民間含む)へ搬出

- 再生資材等の利用(工事に要求される品質を考慮した上)

- 再生骨材 → 40km以内に再資源化施設があれば利用
- 再生アスコン → 40kmかつ1.5時間以内にあれば利用

建設リサイクル法基本方針
'再生資源により得られた物の公共事業での率先利用'に同じ

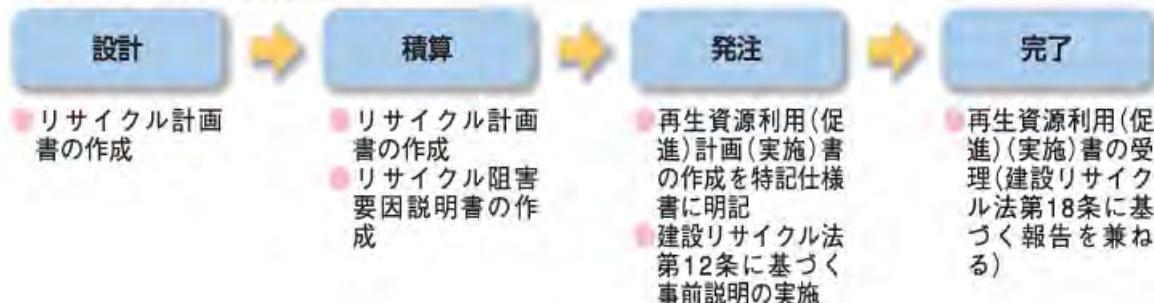
- 建設発生土・建設汚泥処理土 → 50km以内の他の建設工事から流用

■参照:国土交通省のリサイクルホームページ リサイクル原則化ルール(H18.6.12)
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/gensokuka2006.pdf

建設リサイクルガイドライン

公共工事発注者としての責務を徹底するため次の3点についてとりまとめたもの
(国土交通省所管の直轄事業(受託工事含む)を対象とする)

- ①計画・設計段階におけるリサイクル計画の策定
- ②工事事務所においてリサイクルの徹底に向けた検討体制の強化
- ③リサイクル実施状況のとりまとめ



■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設リサイクルガイドライン
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf

参考

建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)

上記の土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行(平成22年4月1日)にともない、国土交通省総合政策局事業総括調整官室では、国土交通省の所管する建設工事における自然由来の重金属等を含有する岩石・土壌の取り扱いに関し、参考となるマニュアルを策定するため、平成20年10月に「建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会(委員長：嘉門雅史 香川高等専門学校長)」の設置を依頼し、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」を策定(平成22年3月)しました。

本マニュアルは、公共工事として実施される建設工事において、自然由来の重金属等を含有する岩石、土壌、あるいはそれらの混合物に起因する人への健康への影響のおそれが新たに発生する場合の調査、設計、施工及びモニタリングにおける技術的な対応方法を示すものであり、その影響の防止を目的に策定されました。

内容

- 第1章 総説
- 第2章 自然由来の重金属等による環境リスク
- 第3章 建設工事における自然由来の重金属等への対応
- 第4章 調査・試験方法
- 第5章 リスク評価
- 第6章 対策
- 第7章 モニタリング
- 資料集

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/manual/index.htm>

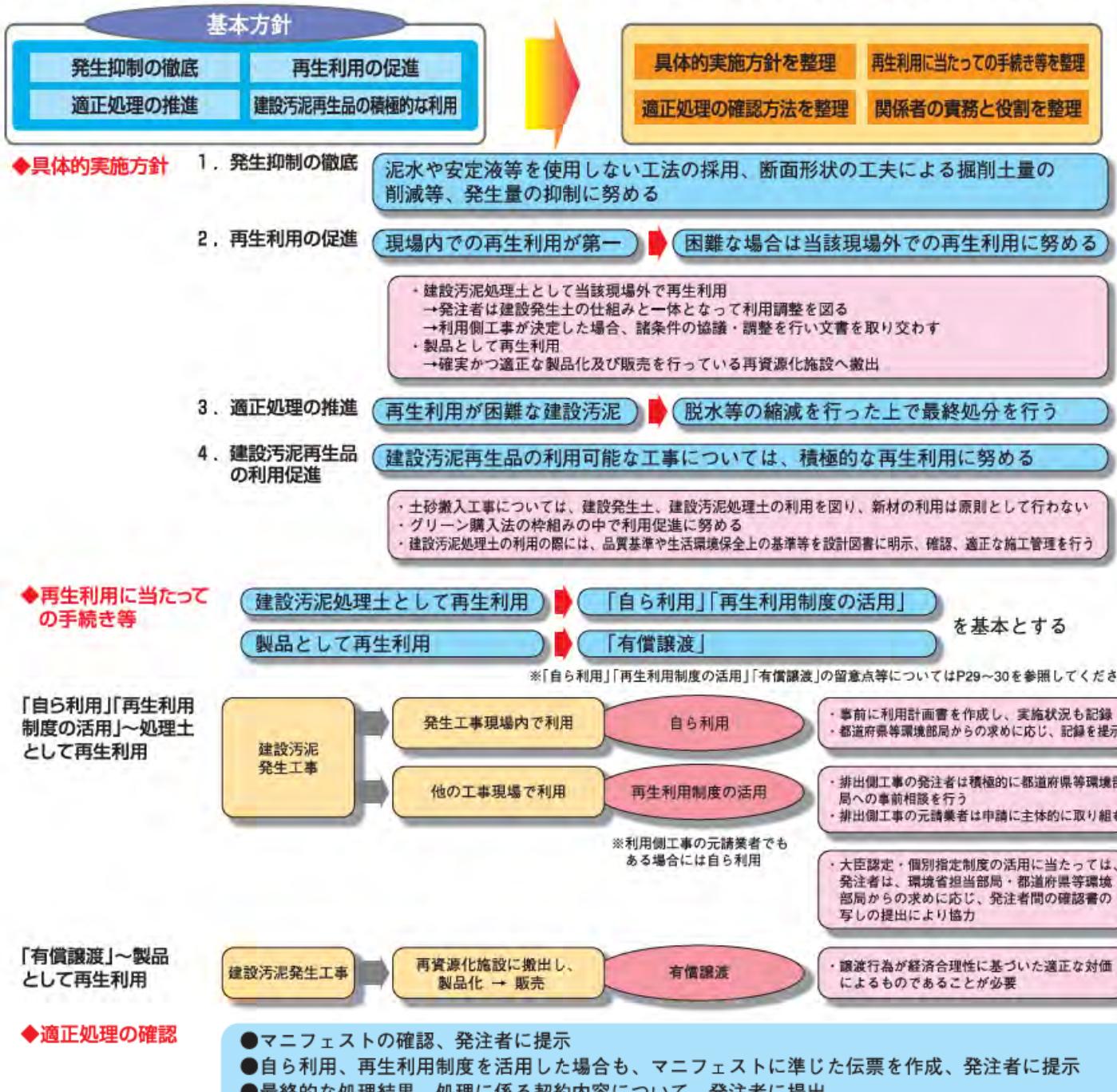
建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等

建設汚泥の再資源化率は極めて低い水準にとどまっており、産業廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している中、建設汚泥の最終処分量をいかに削減するかが喫緊の課題となっています。また、建設汚泥を含む建設廃棄物の不法投棄問題は依然として全国各地で看過できない状況です。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、建設汚泥の再生利用、適正処理を推進するための施策について「建設汚泥再生利用指針検討委員会」(委員長：嘉門雅史京都大学大学院教授)報告(H18.3)を踏まえ、平成18年6月12日付で「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等を策定しました。

●建設汚泥ガイドラインの概要

建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的な実施手順等を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的としたものです。なお、本ガイドラインは、国土交通省の直轄事業に適用することとしていますが、その他の事業についても本ガイドラインに準拠して建設汚泥を取り扱うことを期待しています。



■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設汚泥対策

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/kensetsuodei/index.htm>

グリーン調達の推進

●グリーン購入法の概要

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)では、国などが、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務(環境物品等)の調達を率先的に推進することを定めています。

基本方針に定められている特に重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類については、できる限り基準を満足する物品等を調達するとともに、その他の物品等についても、可能な限り環境に配慮した物品等を調達することにしています。

●平成26年度の公共工事における特定調達品目

分類	品目名	分類	品目名	分類	品目名
資材	建設汚泥から再生した処理土	資材	高日射反射率塗料	資材	吸収冷温水機
	土工用水砕スラグ		高日射反射率防水		氷蓄熱式空調機器
	鋼スラグを用いたケーソン中詰め材		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)		送風機
	地盤改良用製鋼スラグ		パークたい肥		ポンプ
	高炉スラグ骨材		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)		排水・通気用再生硬質ボリ塩化ビニル管
	フェロニッケルスラグ骨材		環境配慮型道路照明		自動水栓
	銅スラグ骨材		再生プラスチック製中央分離帯ブロック		自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	電気炉酸化スラグ骨材		陶磁器質タイル		洋風便器
	再生加熱アスファルト混合物		断熱サッシ・ドア		再生材料を使用した型枠
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		製材		排出ガス対策型建設機械
	中温化アスファルト混合物		集成材		低騒音型建設機械
	鉄鋼スラグ混入路盤材		合板		工法
	再生骨材等		単板積層材		低品質土有効利用工法
	間伐材		フローリング		建設汚泥再生処理工法
	高炉セメント		パーティクルボード		コンクリート塊再生処理工法
	フライアッシュセメント		繊維板		路上表層再生工法
	エコセメント		木質系セメント板		路上再生路盤工法
	透水性コンクリート		ビニール系床材		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	鉄鋼スラグブロック		断熱材		泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		照明制御システム		排水性舗装
	下塗用塗料(重防食)		変圧器		透水性舗装
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用防水性塗料				屋上緑化

■参照：国土交通省ホームページ グリーン調達 <http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/green.html>
環境省ホームページ グリーン購入 <http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/index.html>

コンクリート再生骨材のJIS化の動向

参考

骨材の品質 (吸水率)	粗骨材 細骨材	再生骨材H	再生骨材M	再生骨材L
		3.0%以下	5.0%以下	7.0%以下
		3.5%以下	7.0%以下	13.0%以下
想定される使用用途		特に制限無し(通常の骨材と同等)	杭、基礎梁、鋼管充填コンクリート等、乾燥収縮や凍結融解の影響を受けにくい部位での使用を想定	裏込めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等、高い強度・高い耐久性が要求されない部位及び部位での使用を想定
JIS規格		H17.3.20制定済み JIS A 5021「コンクリート用再生骨材H」	H19.3.20制定済み JIS A 5022「再生骨材Mを用いたコンクリート」	H18.3.25制定済み JIS A 5023「再生骨材Lを用いたコンクリート」
JIS規格の形態		骨材としての規格	コンクリートとしての規格	コンクリートとしての規格

再生骨材H：高度な磨碎処理を行い、天然骨材と同等の品質を確保した骨材。(一般用途のコンクリートに使用)

再生骨材M：破砕、磨碎等の処理を行い、HとLの中間品質の骨材(杭、基礎梁など乾燥収縮や凍結融解の影響を受けない部分のコンクリートに使用)

再生骨材L：破砕処理しただけの骨材。(高い強度や耐久性を求められない部分のコンクリートに使用)

※建築物の主要構造部等にコンクリート用再生骨材Hを使用した生コンを使用するためには、建築物の主要構造部等で使用できる建築材料を規定する建築基準法第37条に基づく告示を改正する必要がある

建設副産物の再資源化に資する主な融資制度と債務保証、税制

●税制

		研究開発税制(平成26年度現在)
趣旨		民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化すること。
対象設備及び技術開発		各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」にかかる試験研究のために要する費用。(原材料費、人件費その他経費及び委託研究費等)
控除税額等		【総額型】試験研究費の総額の一定割合を法人税から控除できる。控除上限は法人税額の30%相当額。 【増加型】試験研究費を過去3年の平均試験研究費より5%超増加させた場合、その増加させた部分について税額を控除できる。控除上限は法人税の10%相当額。 【高水準型】試験研究費の売上高(その事業年度及び過去3年の売上高の平均額)に占める割合が10%を越える場合、その越えた部分について税額を控除できる。控除上限は法人税額の10%相当。 ※高水準型と増額型はいずれか一方の選択(併用不可)。
税制関係条文		租税特別措置法第10条・第10条の2・第42条の4・第42条の4の2、第68条の9・第668条の9の2、地方税法附則第8条
問合せ先		国土交通省大臣官房技術調査課 03-5253-8111

●融資

支援施策 項目	環境・エネルギー対策資金 (中小企業金融公庫)
趣 旨	特定の公害防止施設等の導入を促進する。
対象設備	産業廃棄物の処理関連施設又は廃棄物の排出抑制もしくは有効利用関連施設
融資条件等	・ 4億円まで：特別利率 ・ 4億円超：基準利率
対象事業者	中小企業者
問い合わせ先	中小企業金融公庫の最寄りの営業窓口又は 東京相談センター03-3270-1260 名古屋相談センター052-551-5188 大阪相談センター06-6345-3577 福岡相談センター092-781-2396

●債務保証

支援施策 項目	債務保証
趣 旨	産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、必要な資金の借入に対する債務保証を行う。
保証対象	●産業廃棄物処理のモデルとなるような優良施設 ・産業廃棄物処理特定施設整備法に規定する特定施設の建設・取得・改良など ・共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業 ・処理施設の近代化・高度化 上記3項目のため、設備資金と開業後3年間の運転資金 (※特定施設とは法律が規定する規模その他所定の要件を満たす 産業廃棄物処理施設のことといいます。)
保証内容	・財団の定めによる。保証料は年3%以内
対象事業者	産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者
申し込み方法	融資機関を通して申請(但し、政府系金融機関〔中小公庫、政策投資銀行、商工中金等〕や農協、日本郵政(株)などは除く)
問い合わせ先	(公財) 産業廃棄物処理事業振興財團業務部 03-3526-0155

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設副産物に関する税制・融資・債務保証制度
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/zeisei/index.htm>

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の概要について

参考

●特定施設

産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うために設置される一群の施設であって、以下の①又は②の施設に③、④、⑤のいずれかの施設を併せて構成されるもの(※事前に主務大臣に整備計画の認定を受ける必要がある。)

- ① 2以上の種類の産業廃棄物処理施設(焼却施設、破碎施設、乾燥施設、脱水施設、中和施設、油水分離施設、コンクリート固化化施設、ばい焼施設、分解施設、洗浄施設、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場、又は建設廃棄物処理施設等)が一体的に設置される施設
- ***** OR *****
- ② 産業廃棄物処理施設のうち、一定規模以上の焼却施設、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場又は建設廃棄物処理施設

- ③ 産業廃棄物処理技術に関する研究開発施設
(一定規模以上)

- ***** OR *****
- ④ 産業廃棄物の適正な処理に関する研修施設・展示施設・会議場施設その他の共同利用施設
(一定規模以上)

- ⑤ 緑化施設

■問い合わせ先：国土交通省土地・建設産業局建設業課 03-5253-8111
国土交通省総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室 03-5253-8111

リサイクル(3R)現場見学への支援

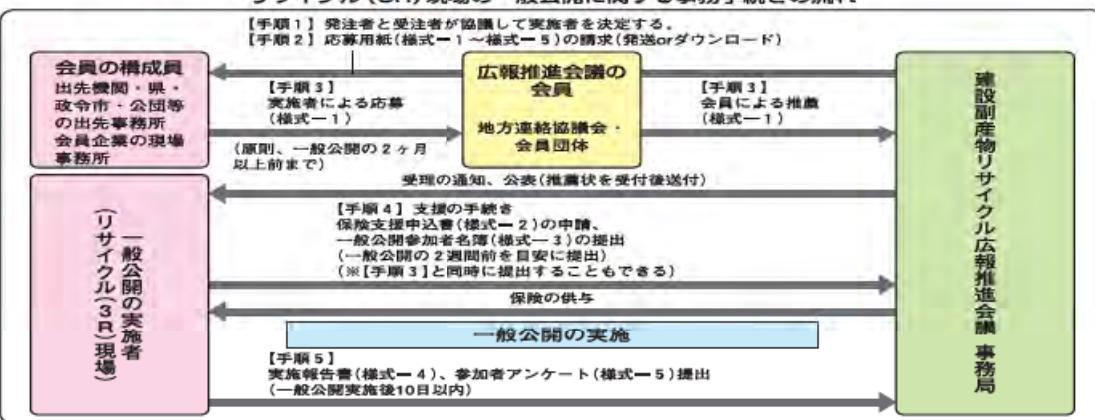
参考

建設副産物リサイクル広報推進会議(以下、「推進会議」と略称)では、リサイクル(3R)現場一般公開に応募された工事の一般公開に対して、以下の支援を実施します。

●一般公開への参加者を被保険者とする傷害保険契約の供与

また、一般公開されるリサイクル(3R)現場の見学は、地域の子ども達が行う「こどもエコクラブ」の環境学習プログラムに認められています。 ■こどもエコクラブ：<http://www.j-ecoclub.jp/>

リサイクル(3R)現場の一般公開に関する事務手続きの流れ



■問い合わせ先：建設副産物リサイクル広報推進会議 03-3942-3991

<http://www.suishinkaigi.jp/activity/public/ecoclub/index.html>

参考

表彰制度

リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰

循環型社会に向けて3Rに率先して取り組み、顕著な実績を挙げた個人、グループ及び特に貢献の認められる事業所等を表彰することによって、3R事業の促進と意識の高揚を図ることを目的としています。

■賞の種類

●内閣総理大臣賞

●各大臣賞

- ・財務大臣賞
- ・文部科学大臣賞
- ・厚生労働大臣賞
- ・農林水産大臣賞
- ・経済産業大臣賞
- ・国土交通大臣賞
- ・環境大臣賞

●会長賞

- リデュース・リユース・リサイクル推進協議会会長賞



■事務局：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局、(一社)産業環境管理協会

■問い合わせ先(代表)：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局 03-5209-7704

参考

国土交通省「環境行動計画2014年度～2020年度」(概要) -環境危機を乗り越え、持続可能な社会を目指す-

環境政策を巡る情勢と課題

環境危機の深刻化

- 東日本大震災以降の我が国のエネルギー供給体制の脆弱性の深化、CO₂排出量の大幅増
- IPCC第五次評価報告書における世界的な地球温暖化の進行に伴う災害リスク増の指摘
- 世界全体での資源制約の強まり
- 世界的な生物多様性の劇的な損失危機

重要課題

- 省エネ強化、再生可能エネルギーの徹底活用等により長期的な温室効果ガス排出量を大幅削減する「緩和策」と気候変動による様々な影響に対処する「適応策」の両輪に係る施策の充実強化
- バイオマスのエネルギー・資源利用推進強化、建設廃棄物の削減、効率的な静脈物流システムの構築支援
- 自治体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働による生態系ネットワークの充実強化

基本とすべき「5つの視点」

総合性・連携性の発揮

- (1) 環境と経済・社会の統合的向上、グリーン・イノベーション※貢献 ※環境分野の技術革新による経済発展
(例:環境対応車の開発・普及及び住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ・再エネ関係の技術開発・普及促進の一体的推進)
- (2) 技術力を活かした国際交渉や国際環境協力に取り組む
(例:IMOにおけるCO₂排出規制の国際的枠組み作り主導と世界最先端の海洋環境技術開発・海外展開の一体的推進、再生水に係る国際標準化)
- (3) 面的な広がりを視野に入れた環境保全施策の展開
(例:流域単位における生態系ネットワーク形成、低炭素都市づくりの推進)
- (4) 人や企業の行動変容、参画・協働の推進
(例:環境教育、「見える化」等による公共交通機関利用、省エネ性能の優れた住宅・建築物の選択促進、多様な主体との連携による生態系ネットワーク形成)
- (5) 長期的視野からの継続的な施策展開を重視する
(例:長期的な気候変動予測、リスク評価等に基づく適応策決定、継続的リスク評価による見直し)

今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」

I. 低炭素社会

1. 地球温暖化対策・緩和策の推進
2. 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進
3. 地球温暖化対策・適応策の推進

II. 自然共生社会

4. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

III. 循環型社会

5. 循環型社会の形成に向けた取組の推進
- 5-1 建設リサイクルの推進

IV. 分野横断的な取組

6. 環境保全の行動変容施策等の継続的展開
- 6-4 建設リサイクルの取り組みの普及啓発による建設リサイクル参画の推進
7. 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

■参照：国土交通省の環境ホームページ 「環境行動計画2014～2020」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000101.html

廃棄物処理法の概要(建設業に関係が大きい事項とその留意事項)

区分	留意事項	主な対応条文	左記を遵守しないときの罰則等
元請責任	<ul style="list-style-type: none"> ○建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は元請業者にある。 <ul style="list-style-type: none"> ・下請負人は廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできない。 (ただし、下請負人が書面による請負契約により自ら運搬を行う場合で、請負代金500万円以下の維持修繕工事又は瑕疵補修工事等の条件を満たす場合は収集運搬業の許可不要。また、元請業者が破産等した場合で下請負人が自ら廃棄物処理を委託する場合は下請負人が事業者とみなされ処理委託に関する規定が適用される。) 	<p>法第21条の3第1項</p> <p>(法第21条の3第3、4項)</p>	<p>注) 下請負人が廃棄物処理基準に適合しない処分を行った場合は、元請業者(運搬又は処分を適正に委託した場合を除く)が措置命令の対象になる。</p>
処理委託	<ul style="list-style-type: none"> ○許可のある者に収集運搬や処分を委託する。(運搬の場合は、事業所(現場)がある都道府県と運搬先の都道府県の両方の許可が必要) ○委託基準(施行令第6条の2)に則った収集運搬や処分の委託を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託する廃棄物が許可証の「取り扱う廃棄物の種類」に含まれることの確認。 ・委託契約書の締結※。委託契約書を5年間保存する。 ※標準的委託契約書の書式として建設業界作成様式あり ・処理業者の他の処理業者への再委託は原則禁止されており、やむをえず再委託がされる場合は、排出事業者の書面での承認が必要。 ○運搬又は処分の委託にあたっては、産業廃棄物の処理の状況の確認を行うとともに、発生から最終処分が終了するまで処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> (注意義務の例) <ul style="list-style-type: none"> ・委託費は適正な対価を負担する。 ・委託先の確認(中間処理施設での過剰保管の有無、管理状況等、最終処分場での残容量、許可品目以外の廃棄物埋立等)。 	<p>法第12条第5項、 法第12条の2第5項</p> <p>法第12条第6項、 法第12条の2第6項 (施行令第6条の2)</p> <p>法第14条第16項</p>	<p>5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金</p> <p>3年以下の懲役、若しくは3百万以下の罰金 注) 委託した廃棄物が不適正処分され生活環境保全上の支障等が生じた場合は支障除去等の措置命令の対象になる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○運搬又は処分の委託にあたっては、産業廃棄物の処理の状況の確認を行うとともに、発生から最終処分が終了するまで処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> (注意義務の例) <ul style="list-style-type: none"> ・委託費は適正な対価を負担する。 ・委託先の確認(中間処理施設での過剰保管の有無、管理状況等、最終処分場での残容量、許可品目以外の廃棄物埋立等)。 	法第12条第7項	注) 処分者のみで支障除去が困難な場合で、適正な委託費を負担していないとき、不適正な処分が行われることを知ることができた場合等は措置命令の対象になる。
管理票	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物の処理を委託する場合は引き渡しと同時に運搬を受託した者(処分のみ委託の場合は処分を委託した者)に管理票を交付する。 ○虚偽の管理票の交付等の禁止(電子マニフェストでは虚偽登録)。 ○交付した管理票の写し(マニフェストA票)の5年間の保存。 ○回付された管理票の5年間の保存。 ○管理票に関する報告書の作成と都道府県知事への提出。 	<p>法第12条の3、 法第12条の4、 法第12条の5</p>	6ヶ月以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金
廃棄物の保管	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物を事業所の外で保管(300m²以上の場所)する際は、事前に都道府県知事への届出を行う。 ○建設廃棄物の保管を下請負人が行う場合は、下請負人も事業者とみなされ、産業廃棄物保管基準及び改善命令に係る規定が適用される。 	<p>法第12条第3項</p> <p>法第21条の3第2項</p>	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○許可対象の処理施設を無許可で設置しない。 (許可対象例) 処理能力10m³/日以上等の汚泥脱水施設 処理能力200kg/g/日以上等の産業廃棄物焼却施設 ○設置許可が必要な処理施設には産業廃棄物処理責任者を置く。 ○廃石等の特別管理産業廃棄物が発生する事業所(現場)の場合には特別管理産業廃棄物管理責任者を置く。 	<p>法第15条第1項(施行令第7条)</p> <p>法第12条第8項、 法第12条の2第8項</p>	<p>5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金</p> <p>30万円以下の罰金</p>
不法投棄 不法焼却	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物を不法投棄しない。 ○野焼きをしない(法施行令第6条又は同6条の5の処理基準に従う)。 	<p>法第16条 法第16条の2</p>	<p>●5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金 注) 未遂を含む</p>
多量の産業廃棄物の排出事業者	○産業廃棄物の前年度の発生量が合計1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者は産業廃棄物の減量その他の処理の計画、及び計画の実施状況を都道府県知事へ報告する。	<p>法第12条第9、10項、 法第12条の2第10、11項</p>	20万円以下の過料
両罰規定	○作業員が業務上で法違反をした場合は、違反をした行為者の他、法人が罰せられる。	法第32条	法人に対し、●印の違反をした場合、3億円以下の罰金



建設副産物対策の実務上の留意点

本編は、現場における建設副産物対策に関する実務上の留意事項を、着工前から竣工後に至るまでの流れに沿って、発注者、元請業者、協力業者(下請負人等)それぞれについて取りまとめたものです。

■本編の読み方

1 …必須義務規定 …努力義務規定 …関連法の参考規定

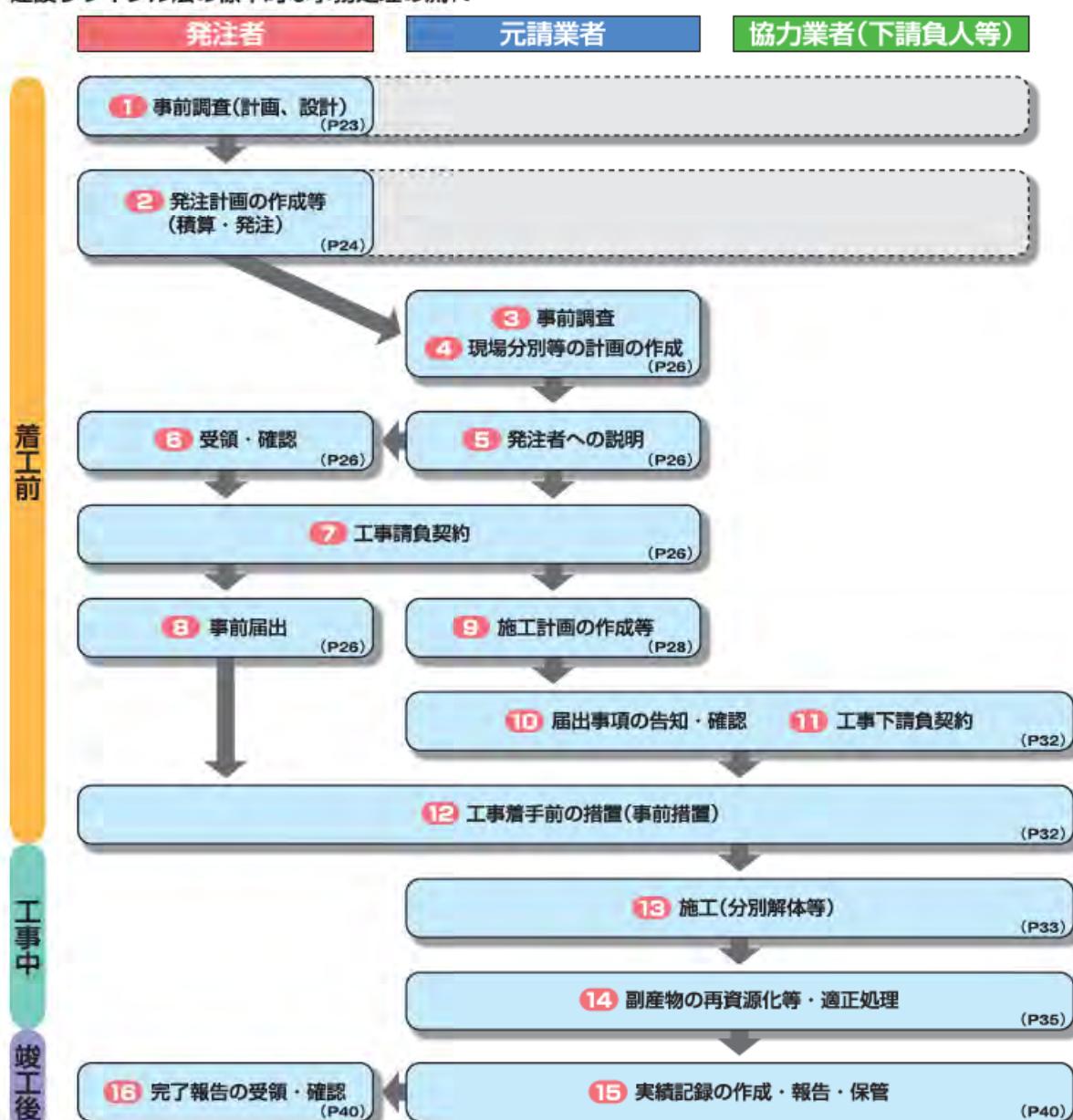
発注者 元請業者 協力業者 …主な対象者

2. 法令の略称

建リ法……………建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
 建リ法規則……………同施行規則
 分別解体等省令……………特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
 建リ法基本方針……………特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針
 資法……………資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)
 資法令……………同施行令
 再生資源判断省令……………建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
 指定副産物判断省令……………建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
 廃掃法……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3. 関連通知 …記述内容を規定した通知の名称等

建設リサイクル法の標準的な事務処理の流れ



1 事前調査(計画・設計)

建築物等のライフサイクル全体を考慮し、長期的使用に資する設計や将来の解体時を考慮した設計に努めつつ、建設副産物の発生の抑制、再使用の促進、適正処理の推進を基本として、工法・資材の採用、再生資材の利用、建設副産物の処理方法などについて検討しなければなりません。
(建リ法基本方針等)

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。(資法第4条第1項)
構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。(資法第4条第2項)

参考 特定再利用業種として建設業を指定(土砂、コンクリート塊(以下「Co塊」)、アスファルト・コンクリート塊(以下「As塊」)の再生資源利用) (資法第2条第8項、資法令第2条、資法令別表第2)
建設業における指定副産物の指定(土砂、Co塊、As塊、木材の再資源化)
(資法第2条第13項、資法令第7条、資法令別表第7)

建設リサイクル法では、分別解体等・再資源化等の実施義務の主体は建設業者とされており、また、廃棄物処理法でも廃棄物処理の処理責任は排出事業者(元請業者)とされており、建設副産物のリサイクル推進は、建設業者が中心的な役割を担っています。

しかし、関連法である資源有効利用促進法では、施工者だけではなく、発注者にも原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用を求めています。

これは、建設副産物の発生を抑制し、分別解体等や再資源化等及び適正処理を促進するためには、**施工段階での取組みのみならず、計画・設計段階から取り組むことがより重要**だからです。発注者は計画・設計に大きな影響力を有しているため、発注者の役割は重要です。

特に、国交省発注工事においては、以下のような措置が行われており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。

民間工事においては、発注者は専門的な知識を有していない場合もあることから、**施工者がこれに準じて運用することが望れます。**

国交省直轄工事の適用

1. リサイクル計画書(概略設計)(詳細設計)の作成

計画、設計にあたり、次のような検討等を行い、「リサイクル計画書(概略設計)(詳細設計)」を作成します。

①発生する建設副産物の種類、質、数量の把握

②建設副産物の発生の抑制や再使用の促進に資する工法・資材の採用可否の検討

(例) * 打ち込み型枠や鋼製型枠の採用

* 2次製品の採用や工場加工による現場作業の減少

* 泥水や安定液を使用しないシールド、基礎杭工法等の採用

* 路上表層再生工法や路上再生路盤工法の採用

③発生建設副産物の種類に応じた処理方法、処分先の検討

関連通知 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」(建設リサイクルガイドライン)
(平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号)

建設リサイクル
ガイドライン
⇒P16参照

2. 再生資源の利用基準

具体的な再生資源の利用に関連する技術基準等が以下のように定められています。

①コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)

構造物の解体工事等から発生するCo塊を再生処理し、①土木・建築工事のコンクリート用骨材 ②舗装用路盤材 ③土木・建築工事の埋戻し材・裏込め材 として再生利用する際の品質の基準を定めています。

関連通知 「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)について」
(平成6年4月11日建設省技調発第88号)

②発生土利用基準

建設工事に伴い副次的に発生する土砂の土質特性に応じた**区分基準**及び各々の区分に応じた**適用用途標準**を示しています。また、これを詳しく解説した「建設発生土利用技術マニュアル」の第4版が作成されています。

関連通知 「発生土利用基準について」(平成18年8月10日国官技第112号 国官総第309 国営計第59号)

建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等
⇒P17参照

③建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等

建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての**基本方針、具体的手順等**を示すとともに、土質特性に応じた**区分基準**及び各々の区分に応じた**適用用途標準**を示すこととあわせ、**再生利用の手続きを明確**にすることにより、建設汚泥の適正な利用を図ることを目的としています。また、これらを詳しく解説した「建設汚泥再生利用マニュアル」が作成されています。

関連通知 「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」

(平成18年6月12日国官技第46号 国官総第128号 国営計第36号 国総事第19号)

「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」

(平成18年6月12日国官技第48号 国官総第131号 国営計第38号 国総事第21号)

「建設汚泥処理土利用技術基準について」(平成18年6月12日国官技第50号 国官総第137号 国営計第41号)

2 発注計画の作成等(積算・発注)

計画・設計で検討した工法・資材の採用、再生資源の利用、建設副産物の処理方法などを施工条件として明示し、必要な費用を計上するとともに、明示した条件に変更が生じた場合は、設計変更などにより適切に対処しなければなりません。(建り法基本方針等)

発注者は、積算・発注に当たって、**情報交換・調整**をはじめ**再資源化施設所在地・受入条件等の把握**を行って、**積算に反映**することが必要です。

特に、**国交省発注工事**においては、以下のような措置が行われており、**地方自治体等**が発注する**公共工事**においても同様な措置を行うことが期待されています。

民間工事においては、発注者は専門的な知識を有していない場合もあることから、**施工者がこれに準じて運用する**ことが望まれます。

着工前

国交省直轄工事の運用

建設リサイクルガイドライン
⇒P16参照

1. リサイクル計画書(積算段階)の作成

積算にあたり「**リサイクル計画書(積算段階)**」を作成します。リサイクルできない場合には、「リサイクル阻害要因説明書」を作成します。

関連通知 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」(建設リサイクルガイドライン)

(平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号)

2. リサイクル原則化ルールの適用

①Co塊、As塊、建設発生木材の現場から再資源化施設への搬出(建設発生木材については、縮減の上で最終処分で足りる場合も規定)

②建設汚泥の他の工事現場又は再資源化施設への搬出(縮減の上で最終処分で足りる場合も規定)

③建設発生土の他の工事現場への搬出

④再生骨材の利用

⑤再生加熱アスファルト混合物の利用

⑥建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

については、一定条件の下、**原則として経済性に関わらず実施**します。

関連通知 「**公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について**」

(平成18年6月12日国官技第47号 国官総第130号 国営計第37号 国総事第20号)

3. 適正積算

原則として**指定処分**とし、運搬費用、再資源化等に要する費用等については**適正に計上**するとともに、再生資源については、品質等を考慮しつつ、**可能な限り建設資材として活用**します。

関連通知 「事業執行における積算等の留意事項について」(平成4年8月5日建設省厚発第321号 技調発第192号)

「**営繕事業執行における積算等の留意事項について**」(平成3年5月15日建設省営計発第53号 営監発第14号)

4. 条件明示

設計図書には、

- ①建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
- ②建設副産物の現場内での再使用及び減量化が必要な場合は、その内容

参考

- ③建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件
- ④再資源化施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
- ⑤再生資材の利用 ⑥建設発生土の利用
- ⑦指定副産物の搬出 ⑧特定建設資材の分別解体等・再資源化等(対象建設工事の場合)
- ⑨その他の協議事項

等を明示します。

関連通知 「条件明示について」(平成14年3月28日国官技第369号)

「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)について」
(平成14年5月30日国官総第44号 国官技第127号)

「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(営繕)について」
(平成14年5月30日国営計第28号)

建設副産物情報交換システム●(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)

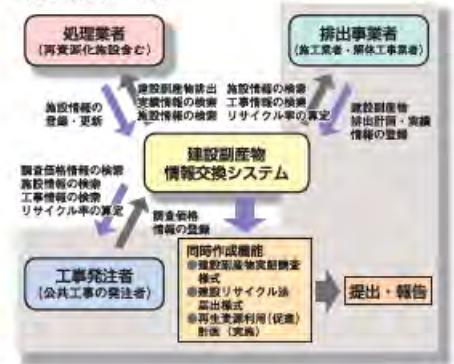
参考

(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)では、平成14年度から「建設副産物情報交換システム」による情報提供サービスを実施しています。

本システムは、工事発注者、排出事業者及び処理業者間のリアルタイムな情報交換により、建設副産物に関する需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクル向上を目的としたシステムです。システムの活用により、建設リサイクル法等の各種書類作成作業の省力化、建設副産物実態調査の効率化が図れます。

■問い合わせ先：建設副産物情報センター(JACIC内)
TEL 03-3505-0410
URL <http://www.recycle.jacic.or.jp/>
E-mail recycle@jacic.or.jp

情報交換イメージ図



建設発生土情報交換システム●(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)

参考

(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)では、全国標準仕様に基づいた建設発生土情報交換システムを平成11年4月より運営管理しています。

本システムは、公共工事発注者間で全国一元的にデータベースを構築し、インターネット等によるオンラインネットワークシステムにより建設発生土の工事間利用についてのリアルタイム情報交換を可能とするものです。システムの機能には、工事情報登録、工事間利用相手検索・調整申込・実績登録・各種集計等を有しています。

■問い合わせ先：建設副産物情報センター(JACIC内)
TEL 03-3505-0416
URL <http://www.recycle.jacic.or.jp/>
E-mail recycle@jacic.or.jp



建設発生土の利用促進●(株)建設資源広域利用センター(UCR)

参考

(株)建設資源広域利用センターでは、公共事業などから発生した建設発生土を土地区画整理事業、スーパー堤防事業などに利用するため、首都圏内に確保した受入地を排出事業者に斡旋し、発生土の搬出調整、受入管理を行います。また、沿岸域の埋立用材として、発生土を首都圏の各港から全国に向けて海上輸送しています。

■問い合わせ先：(株)建設資源広域利用センター
TEL 03-6427-3366
URL <http://www.ucr.co.jp/>

搬出・搬入管理業務の流れ



3 事前調査

4 現場分別等の計画の作成

元請業者

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、対象建築物等についての調査を実施し、分別解体等の計画等を作成しなければなりません。

(建リ法第9条第1項、同第2項、建リ法規則第2条第1項1号、同2号)

対象建設工事
⇒P12「◆対象建設工事」参照

適切に工事を実施し、確実に分別解体等・再資源化等を実施するためには、事前調査が極めて重要になります。対象建設工事については、**事前調査と現場分別の計画等を作成しなければなりません。**

なお、工事の種類によって事前調査と現場分別の計画等の作成内容が違いますので注意してください。作成内容は、次ページに示す工事の種類に応じた「分別解体等の計画等」法定様式を参照して下さい。

5 発注者への説明

6 受領・確認

元請業者
発注者

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明しなければなりません。

(建リ法第12条)

建設リサイクル法では、対象建設工事の事前届出は発注者に義務付けられていますが、実際に分別解体等を実施するのは工事の受注者です。分別解体等が適正に実施されるためには、発注者の届出の内容と発注者・受注者間の請負契約の内容が一致していることが必要です。

このため、元請業者は、作成した「分別解体等の計画等」に基づき**届出事項について書面で説明しなければなりません。**

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

7 工事請負契約

発注者
元請業者

建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際には、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。

(建リ法第13条、分別解体等省令第4条)

着工前

不法投棄等の不適正処理を防ぐため、分別解体等については、発注者と元請業者の間、元請業者と下請負人の間等のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、それに要する費用が適正に支払われることが重要です。そのため、対象建設工事においては、元請契約・下請契約において、下記の事項を**契約書面に記載しなければなりません。**(下請契約の際の留意事項は**10 届出事項の告知・確認** **11 工事下請負契約(P32)** を参照して下さい。)

■契約書記載事項(分別解体等省令第4条)

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①分別解体等の方法 | ②解体工事に要する費用 |
| ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地 | ④再資源化等に要する費用 |

8 事前届出

発注者

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、工事着工の7日前までに都道府県知事等へ届出なければなりません。

(建リ法第10条、分別解体等省令第2条)

発注者は、受注者に対して施工方法等について監理・監督する立場にあるため、分別解体等の実施についても、発注者が主体的に管理することが望されます。また、発注者は建設工事の注文者であり、建設廃棄物の排出の原因者でもあることから、従来から再資源化等に協力する責務が法令で定められています。

これらの理由により、適正な分別解体等を実施するため、**対象建設工事においては、発注者又は自主施工者は、工事の着手の7日前までに「分別解体等の計画等」とあわせて「届出書」を都道府県知事等に提出しなければなりません。**作成内容は、次ページに示す「届出書」法定様式を参照して下さい。

なお、届出は発注者から委任状を受けて元請業者が届出することができます。

また、着工前に届出事項に変更がある場合や、都道府県知事等から変更命令があれば「変更届」を提出します。

9 施工計画の作成等

元請業者

協力業者

建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければなりません。また、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めなければなりません。
(建り法第5条)

建設業者に対しては発生抑制、分別解体等及び廃棄物の再資源化の努力が義務付けられています。

元請業者

協力業者

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。
(資法第4条第1項)

構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。(資法第4条第2項)

また、関連法である資源有効利用促進法では、発注者、施工者の双方に、原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用を求めています。

元請業者

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を作成しなければなりません。
また、完成後は速やかに再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を記録し、1年間保存しなければなりません。

(資法第15条、同第34条、再生資源判断省令第8条第1項、同第2項、指定副産物判断省令第7条第1項、同第2項)

資源有効利用促進法において、土砂、Co塊、As塊の再生資源又は再生品を利用すべき業種(特定再利用業種)として建設業が指定されています。また、再資源化すべき副産物(指定副産物)として土砂、Co塊、As塊、建設発生木材が指定されています。そのため、工事ごとの再生資源利用促進計画に基づき、再資源化施設に持ち込むことと併せて、再生資源利用計画に基づき、再生資源の積極的活用を検討することが必要です。

参考 特定再利用業種として建設業を指定(土砂、Co塊、As塊の再生資源利用)

(資法第2条第8項、資法令第2条、資法令別表第2)

建設業における指定副産物の指定(土砂、Co塊、As塊、木材の再資源化)

(資法第2条第13項、資法令第7条、資法令別表第7)

1. 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の作成

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画は、下表に示す一定規模未満の工事についても同様に作成・提出することが望されます。

なお、再生資源は種類ごとに主な利用用途が定められています(①事前調査(計画・設計)(P23)参照)ので、工事ごとの再生資源利用計画に基づき、再生資源の活用を検討してください。他の用途についても、適切な施工管理等によって使用可能であれば積極的に利用するよう努めてください。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、土質改良やストックヤードの確保等に努めることが望されます。

再生資源利用促進計画(建設副産物を搬出する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂.....1,000m ³ 以上 2. Co塊、As塊、}.....合計200t以上 建設発生木材	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

再生資源利用計画(再生資材を利用する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂.....1,000m ³ 以上 2. 碎石.....500t以上 3. 加熱アスファルト混合物.....200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

なお、自治体によっては、これより少ない量での建設工事に対して計画書の作成を義務付けている所もあるので、確認が必要です。

2. 廃棄物処理計画の作成

指定副産物以外の廃棄物も多量に発生することから、適正処理を確保するため、廃棄物処理計画を作成することも望まれます。

廃棄物処理計画

1. 建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、中間処理、最終処分等の方法
2. 処理業者等への委託内容

発注者

なお、発注者についても、元請業者に再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画の作成を指導することが望まれます。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等に努めることが望れます。

国交省直轄工事の運用

建設リサイクルガイドライン
⇒P16参照

参考

廃棄物処理法に規定される産業廃棄物も、再生利用が可能なものが多いため、処理後の品質が所要のものであることを前提に、環境保全に留意しつつ所管廃棄物部局との調整を図りながら再生利用することが必要です。

1. 自ら利用

排出事業者(元請業者)が、廃棄物を有価物たる性状に処理して自ら利用するもので、「自ら利用」に当たっては、工事発注者、所管廃棄物部局との調整が必要です。また、処理施設の設置についても、所管廃棄物部局との調整が必要になります。

2. 再生利用制度等の活用

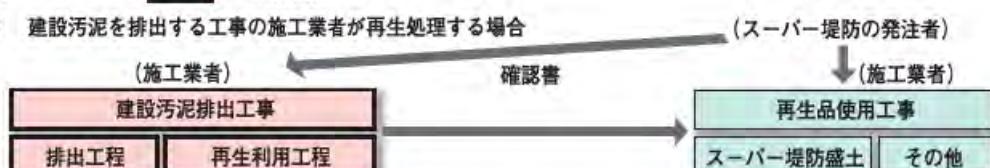
①大臣認定制度

再生利用者の申請を受け環境大臣が認定するもので、生活環境の保全上支障がないなどの基準に適合している場合に認定されます。認定された場合は、許可を受けずに廃棄物の収集運搬、処分(改質行為)を業として行うことができ、また、当該廃棄物処理施設を設置することができます。

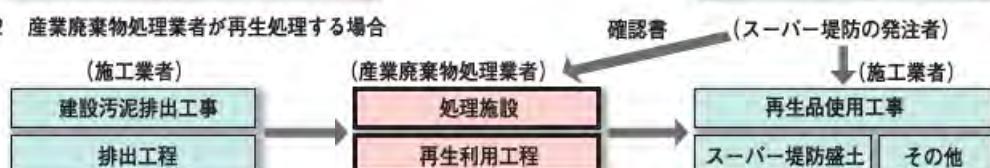
現在のところ、建設系廃棄物については建設汚泥をスーパー堤防の築堤材に利用する場合に限られています。

再生利用のパターン(■が申請者)

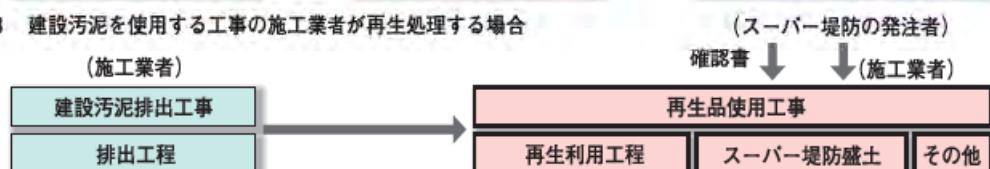
●ケース1 建設汚泥を排出する工事の施工業者が再生処理する場合



●ケース2 産業廃棄物処理業者が再生処理する場合



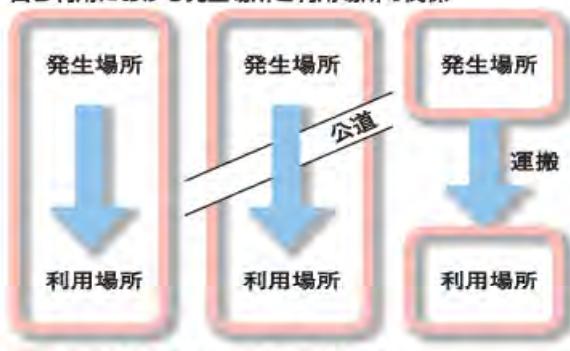
●ケース3 建設汚泥を使用する工事の施工業者が再生処理する場合



※再生利用：建設汚泥を改質する行為

再生品：建設汚泥を再生利用により改質して得られたもの

自ら利用における発生場所と利用場所の関係



□ 元請業者が同じ現場であることを示す

(注)公道を通る運搬に関しては、産業廃棄物として運搬する必要がある。

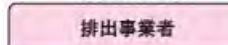
②個別指定制度

再生利用者の申請を受け都道府県知事等が再生活用業者として指定するもので、廃棄物の種類、発生場所と再生利用の場所及び用途が指定されます。この指定を受けた場合には、その申請者は廃棄物処理業の許可を受けなくても、その廃棄物を再生利用できます。(この他に、廃棄物の種類を特定した一般指定の制度があります。)

個別指定制度を活用した再生利用の一般的な形態

●ケース1

〈排出する者〉



〈中間処理する者〉

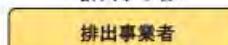
利用者
=再生活用業者

〈利用する者〉

利用者

●ケース2

〈排出する者〉



〈中間処理する者〉

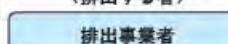
排出事業者
=再生活用業者

〈利用する者〉

利用者

●ケース3

〈排出する者〉



〈中間処理する者〉

廃棄物処理業者
=再生活用業者

〈利用する者〉

利用者

③広域認定制度

メーカー等が環境大臣の認定を受けて、自社製品が廃棄物となったもの(製品端材・梱包材等)を広域的に回収し、製品原料等にリサイクル又は適正処理をする制度です。認定を受けるのは製造、加工、販売等の事業を行う者ですが、自社製品の配送会社とともに認定を受けることにより収集運搬・処分ともに処理業許可が不要となります。

建設資材に関する広域認定(旧広域再生利用指定)品目等一覧(例)

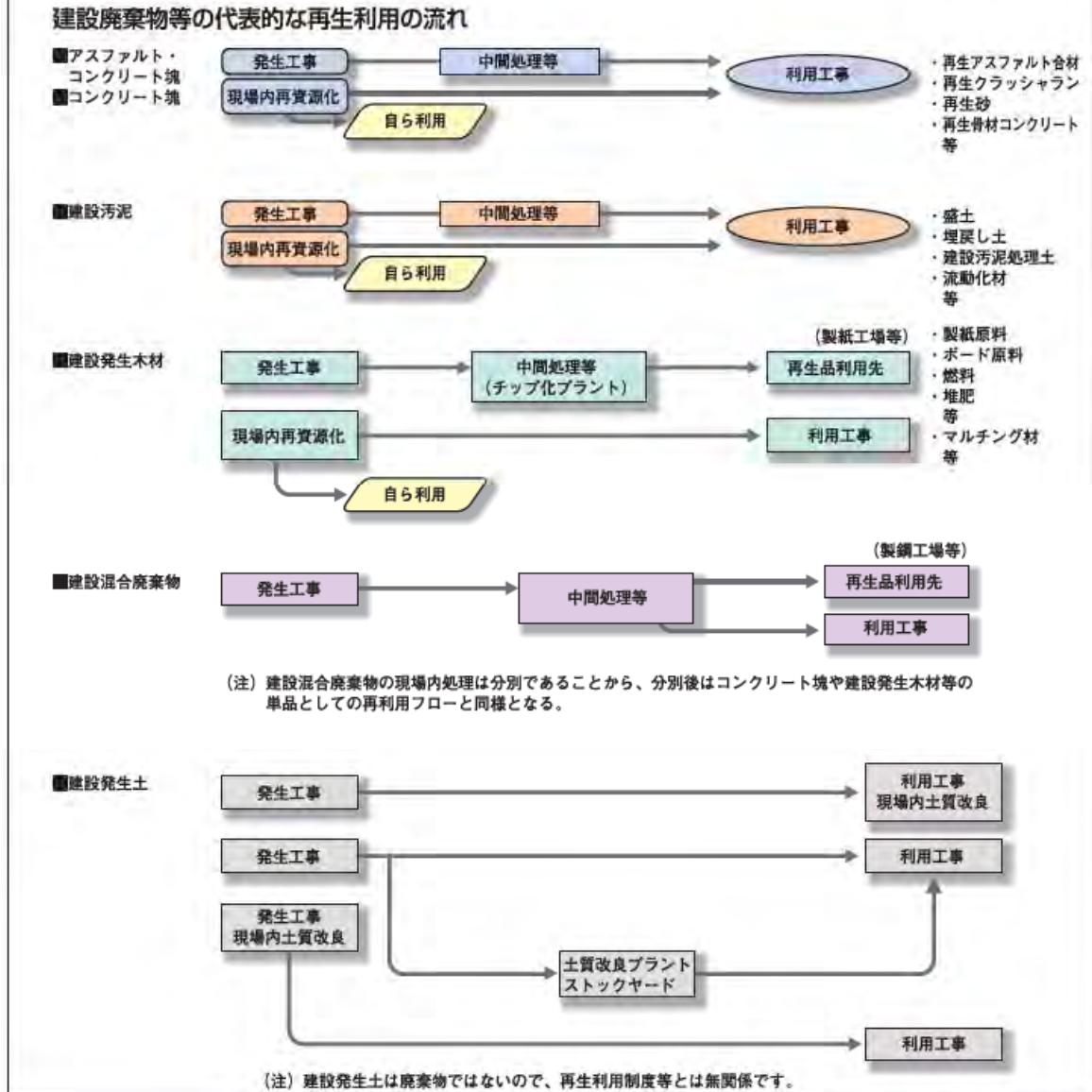
石膏ボード		吉野石膏(株) チヨダワー(株)
岩綿吸音板		大建工業(株)
軽量気泡コンクリート(ALC)		旭化成建材(株) クリオン(株) 住友金属鉱山シボレックス(株)
ロックウール	断熱材	JFEロックファイバー(株)
グラスウール		マグ・イゾベール(株) パラマウント硝子工業(株) 旭ファイバーグラス(株)
ケイ酸カルシウム板		日本インシュレーション(株) (株)エーアンドエーマテリアル
ビニル系床材		インテリアプロア工業会
木質系ボード		大倉工業(株) 日本ノボパン工業(株)
発泡ポリスチレン		積水化成品工業(株) (株)JSP
プラスチック製容器		(株)前田製作所
消火器		(一社)消火器工業会
タイルカーペット		(株)タジマ
ユニットバス及び梱包材		(株)LIXIL

■参照:(一社)日本建設業連合会ホームページ

<http://www.nikkenren.com/kankyou/kouiki/index.html>

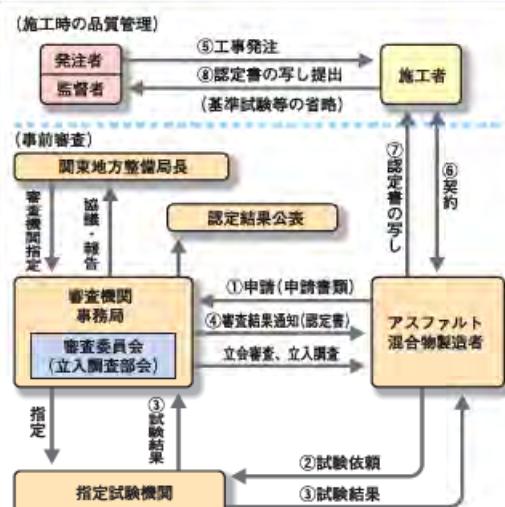
3. 有償譲渡

有償譲渡されるものは廃棄物ではないので、廃棄物処理法の適用は受けません。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされています。



アスファルト混合物事前審査制度●国土交通省各地方整備局等

参考



本制度は、工事ごとに行われているアスファルト混合物(再生アスファルト混合物を含む)の品質管理に関する基準試験等を事前に審査・認定することによって、各工事ごとの試験を省略するものです。

これにより、発注者、施工者、アスファルト混合物製造業者の業務の省力化及びアスファルト混合物の安定した品質の確保を図るとともに建設工事から発生するアスファルト・コンクリート塊の再利用を促進するものです。

本制度は全国的に運用されていますが、関東地方整備局での運用を例示します。

■問い合わせ先：国土交通省関東地方整備局

企画部技術調査課

TEL 048-601-3151

■審査機関：(一社)日本道路建設業協会関東支部

TEL 03-3551-2903

10 届出事項の告知・確認

11 工事下請負契約

元請業者

協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の下請負契約を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について告知しなければなりません。
(建り法第12条第2項)

また、当該下請負契約の際には、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。
(建り法第13条、分別解体等省令第4条)

下請負人は、発注者が届出した分別解体等の方法が分からなければ、適正な施工ができなくなり、また、契約に先立ちそのような情報を入手できなければ請負金額の適正な見積もり等に支障が生じる恐れがあります。そのため、対象建設工事の元請業者は、**届出事項について、下請負人へ告知しなければなりません。**
下請負人はそれを確認する必要があります。

また、下請負契約においては、発注者と元請業者との契約と同様、下記の①～④の内容を**契約書面に記載**する必要がありますが、③、④の再資源化等に関する事項については、原則として「該当なし」「0円」となります。これは、一般に、再資源化等の委託は廃棄物処理委託に該当し、排出事業者である元請業者が廃棄物処理業者に処理委託することが廃棄物処理法で求められており(廃掃法第12条)、通常の下請負契約においては再資源化等に関する事項が含まれないためです。

■契約書記載事項

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①分別解体等の方法 | ②解体工事に要する費用 |
| ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地 | ④再資源化等に要する費用 |

12 工事着手前の措置(事前措置)

元請業者

協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、分別解体等の計画等に従い、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければなりません。
(建り法第9条第2項、建り法規則第2条第1項3号)

着工前

分別解体等の実施の前に、分別解体等の計画等に従い、下記の**措置を講じなければなりません。**

■事前措置の内容とその主な留意点

- ①作業場所の確保
- ②搬出入経路の確保
- ③残存物品の搬出の確認(発注者が処理)(解体、増築・修繕・模様替工事の場合のみ)
 - ・PCB廃棄物(PCB廃棄物特別措置法)：発注者が保管
 - ・冷媒フロン(フロン回収破壊法)：回収業者(知事登録業者)に引渡し
- ④付着物等の除去(解体、増築・修繕・模様替工事の場合のみ)
 - ・飛散性アスベスト
(吹付けアスベスト除去)
 - *労働安全衛生法・大気汚染防止法により粉じん飛散措置を講じる
 - *特別管理産業廃棄物管理責任者を設置

建築物の解体等に伴う有害物質等の適正な取扱い

参考

解体・改修工事においては有害物質を適切に処理することが必要となります。建設副産物リサイクル広報推進会議では、建築物等に一般的に使用されている有害物質等の確認方法・処理方法等についての情報を、現場技術者の方に使いやすい資料として取りまとめたパンフレットを作成しています。なお、改正されたアスベストへの規制に関する情報については、P38も参照して下さい。

■問い合わせ先：建設副産物リサイクル広報推進会議

事務局(一財)先端建設技術センター企画部

TEL 03-3942-3991

FAX 03-3942-0424

URL <http://www.suishinkaigi.jp/index.html>

建設副産物の解体等に伴う
有害物質等の適正な取扱い



13 施工(分別解体等)

元請業者

協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート(以上、特定建設資材)を現場で分別しなければなりません。(建り法第9条第1項、同第2項、建り法規則第2条第1項4号、同第3～第7項)

元請業者

協力業者

解体工事業者における技術管理者

⇒P13「◆技術管理者の要件」参照

1. 施工時の体制

- ①監理技術者、主任技術者又は解体工事業者においては技術管理者を設置して、技術的な管理を行わせることが必要となります。また、建設業許可又は解体工事業登録の標識を掲示しなければなりません。
- ②工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にすることが望まれます。(上記主任技術者等が兼務することが望れます。)
- ③再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画等に基づき施工しなければなりません。そのため、これらの内容について、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うことが望れます。

発注者

なお、発注者についても、明示した条件に基づき工事が実施されるよう施工者を指導することが必要です。そのために、建設副産物対策の責任者を明確にすることが望れます。

元請業者

協力業者

2. 分別解体

Co塊、建設発生木材等特定建設資材廃棄物の再資源化を促進させるため、また、他の副産物についても再資源化または適正処理を確保するために必要な分別ができるよう、建設リサイクル法の施工方法の基準に従い分別解体することが必要です。

■施工方法の基準

下記の手順を原則としています。また、その方法は手作業、手作業及び機械による作業によらなければなりませんが、建築物の解体工事の①、②については、手作業によることが原則です(施工の技術上困難な場合を除く)。

●建築物の解体工事

- ①建築設備、内装材その他の建築物の部分(建具、造作材等)の取り外し
内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと
(1)木材と一体となった石膏ボード等の建設資材(*)
(2)木材
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材並びに構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎ぐいを除いたもの)の取り壊し
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し
*木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。

●工作物の解体工事

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ②工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り壊し

発注者

なお、発注者についても、適正に分別解体されているか、現場での確認に努めることが必要です。

元請業者

協力業者

3. 現場での分別徹底

建設副産物の多くは再生利用が可能なものですですが、混ぜてしまうと「ごみ」、分ければ「資源」となります。施工者は、分別に当たっては次のようなことに留意してください。

①建設発生土と建設廃棄物

建設発生土は廃棄物処理法の適用を受けませんが、建設廃棄物が混入したものは廃棄物と判断されますので分別を徹底しなければなりません。

②一般廃棄物と産業廃棄物

作業員の生活に伴って発生する飲料の容器や弁当がら(特に生ごみ)などの一般廃棄物となるものは、産業廃棄物との分別を徹底しなければなりません。

③再資源化が可能な物の分別

製品端材や梱包材等は、メーカー等が廃棄物処理法の広域認定を取得して再資源化しているものがあります。また、さまざまな再資源化施設で、マテリアルリサイクルや熱利用しているものもあります。このような物の再資源化のためには、**受入施設の条件に見合うような分別**をすることが必要となります。

④安定型処分品目と管理型処分品目

安定型処分場での処分が可能な品目(安定5品目：がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず)に**管理型処分場への持込が必要な品目**(燃え殻、建設発生木材等)が混入しないように分別を徹底しなければなりません。なお、混入したものは安定型処分場への持込はできません。特に、廃棄物処理法の改正により「廃石膏ボード」は安定型処分場での処分ができなくなりましたので注意が必要です。

発注者

なお、発注者についても、分別が徹底されているか、**現場での確認に努める**ことが必要です。

元請業者

協力業者

4. 現場での保管

現場で分別したものは、早期に現場外へ搬出することが望されます。しかし、現場内で一時保管する必要がある場合には、雨水浸透の処理対策や粉じん等の防止対策等、次のような項目について留意し、**周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう保管**することが必要です。

①飛散・流出しないようにし、粉じん飛散防止や浸透防止等の対策をとること。

②悪臭が発生しないようにすること。

③分別する廃棄物ごとに容器(コンテナ等)を設け、保管物の種類や責任者を表示すること。

④可燃物の保管には消火設備を設けること。

⑤作業員等の関係者に周知徹底すること。

⑥かんばんの設置 ⑦容器を設けない場合の積み方の基準 等

また、現場外の保管で300m²以上の場合は、事前の届出が必要です。

発注者

なお、発注者についても、適正に保管されているか、**現場での確認に努める**ことが必要です。

元請業者

協力業者

5. 現場内利用

建設副産物の搬出を抑制するため、建設副産物を現場内で改良・破碎等を行った後、**当該現場で資材として利用**することも検討してください。その例としては次のようなものがあります。

①建設発生土(改良して埋め戻し材へ)

②Ca塊、As塊(破碎して路盤材等へ)

③建設発生木材(伐採材など)(破碎してマルチング材等として利用)

④建設汚泥(脱水、固化等して盛土等へ)

②、③、④の場合には、廃棄物の処理となりますので、処理施設の設置に当たっては廃棄物処理法の許可が必要となる場合があります(P36参照)。また、自ら処理が原則なので、下請業者等他人に処理させる場合は、処理業の許可を持った業者に委託する必要があります。なお、一定の要件を満たせば下請業者による処理も自ら処理とみなされる場合があるので当該自治体に確認してください(環境省通知、環廃産發第050325002号 第三)。

発注者

なお、発注者についても、適正に現場内利用されているか、**現場での確認に努める**ことが必要です。

元請業者

協力業者

6. 縮減

最終処分場へ搬出される物については、その量を抑制するため、縮減を実施することが望れます。その際、**周辺環境への影響にも十分配慮**してください。

汚泥の縮減の例

方法	参考
仮置き水切り	砾及び砂質土までの粗粒土の前処理には効果的であるが、粘性土には効果がない。
天日乾燥	改良効果は表面から20~30cm程度であり、攪拌などのばつ氣作業を行う必要がある。
機械脱水	加圧脱水式のフィルターブレス、遠心脱水式のスクリューデカンタ等が多く使用される。

※) 天日乾燥、機械脱水に関しては、処理量によっては処理施設の設置許可が必要となる場合があります(廃棄法第15条)。

発注者

なお、発注者についても、適正に縮減されているか、**現場での確認に努める**ことが必要です。

参考

分別ステッカーの作成

全ての現場で共通して活用できる分別ステッカーを作成し、個々の現場に分別の必要性を訴えるとともに、現場の作業員に分別方法を徹底させるよう努めていくことも必要です。

							
木くず 不用木質型枠材、 不用造作・建築材、 木製包装材など	金属くず 鉄筋くす、密着加工く す、ボルト類、スチール サッシ、アルミサッシ、 メタルフォームなど	石膏ボード 石膏ボード	電線くす 電線	廃プラスチック、 ビニール、PP/PE バンド、プラスチック 類など	発泡スチロール 発泡スチロール	瓦スチクル 瓦スチクル	コンクリート塊、 モルタルくすなど
ダンボール ダンボール	ロックウール断熱板 ロックウール断熱板	PVC PIPE PVC管	As-Con アスコン	A L C 軽量気泡 コンクリート ALC	CONTROLEND コントローラー コンクリート コンクリート	アスbestos アスbestos	石綿含有建材：押出成形 品、スレート瓦板、ビニル シート、けい酸カルシウム 系セメント、セメント瓦、 瓦系サイディングなど
■問い合わせ先：(株)つくし工房 TEL 03-3977-3333 ユニット(株) TEL 0120-490-336							

14 副産物の再資源化等・適正処理

元請業者
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事においては、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物(コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの)について、再資源化等をしなければなりません。(建り法第16条)

建設リサイクル法に定める対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化をしなければなりません。

なお、木材についても再資源化をしなければなりませんが、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無いなど、再資源化を図ろうとする受注者に過大な負担がかかる場合には、焼却等によりその容積を減らすこと(縮減)で足りるとされています。縮減する場合であっても、熱回収を行っている業者をできるだけ選んでください。

再資源化施設に持ち込む際には、受入条件に適合するよう工事現場において分別・破碎(小割)等を行うことも必要です。

元請業者
協力業者

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法の基準に従い処理しなければなりません。また、処理を委託する場合には、運搬と処理についてそれぞれの許可業者と書面により委託契約しなければなりません。(廃掃法第12条、同第12条の2、同第12条の3、同第12条の4)

元請業者
協力業者

1. 建設発生土

建設発生土は廃棄物処理法の適用は受けませんが、その発生及び搬出に当たり、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければなりません。また、建設発生土を運搬する場合は、以下の事項に留意する必要があります。

①運搬車両等の適正化

- ・過積載とならないよう徹底する。(過積載運転を要求した場合も罰せられます。)
- ・飛散・流出しないよう適切な構造の運搬車両を使用する。

②運行管理等の徹底

- ・安全の確保及び振動、騒音、粉じん等の防止など、公衆災害の防止に努める。
- ・運搬経路の交通状況、道路事情、障害の有無等について常に実態を把握し、安全な運行管理に努める。

工事間利用できない建設発生土を、受入地において埋立や盛土を行う場合は、以下の事項に留意する必要があります。

①土砂の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じる。

②元請業者は建設発生土の受入地での埋立や盛土を下請業者に行わせる場合においても、受入地での施工が適切に行われるよう指導・確認する。

なお、発注者においても、建設発生土が適正に運搬、埋立・盛土が行われたか書面等による確認に努めることができます。

発注者



建設副産物対策の実務上の留意点

元請業者
協力業者

2. 建設廃棄物

■自己処理を行う場合

事業者が、自ら処理する場合は、「**産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準**」(廃掃法令第6条)に従い処理しなければなりません。自社運搬する場合には、産業廃棄物運搬車両の表示と廃棄物の種類・運搬先等必要事項を記載した書面を携行することが必要です。現場内で脱水や破碎等の処理を行う場合でも、**下記の施設は産業廃棄物処理施設として許可を受ける必要がある**ほか、技術管理者を置かなければなりません。
③の場合には、元請業者が現場内に設置する移動式の破碎機は設置許可不要とされています。また、①の場合も一定条件を満たす場合は手続きを必要としないとされています。

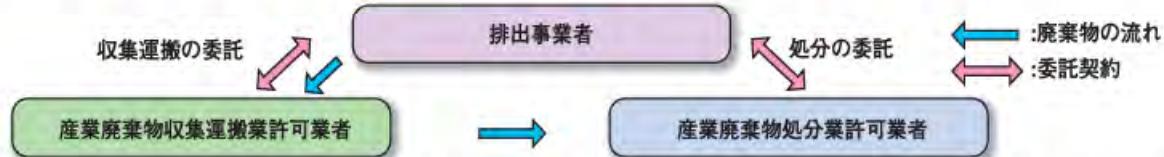
許可を必要とする主な産業廃棄物処理施設

処理施設名	規模
①汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの(石灰で発熱、水和する施設を含む)
②汚泥の乾燥施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの(天日乾燥は100m ³ を超えるもの)
③木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの(現場での移動式破碎機(事業者の設置したものに限る)は除く)

廃棄物処理法では、廃棄物の種類ごとに処分基準が定められています。処分基準の異なる廃棄物が混合している場合は、混合している廃棄物のうち最も厳しい処分基準に従わなければなりません。このため、安定型処分場に安定型産業廃棄物以外の品目が混入しないように、徹底した分別と保管が必要です。

■収集運搬、処理を委託する場合

- ①建設廃棄物の**収集運搬、処理を委託**する場合は、当該産業廃棄物の収集運搬、処理の許可業者に委託するなど、「**事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準**」(廃掃法令第6条の2)を遵守しなければなりません。
- ②この場合、**元請業者が収集運搬と処分について許可業者と各々書面により委託契約**する必要があります(2者契約の徹底)。収集運搬と処分を別の許可業者に委託する場合を下図に示します。



また、下請負人が廃棄物処理業の許可を有している場合にあっても、建設工事(解体工事を含む)の下請負契約と廃棄物処理委託契約は、それぞれ別個に契約しなければなりません。

- ③適正な委託を行わない状況で、受託業者が不法投棄等を行ったときには、委託規準違反として**委託者に責任が及ぶ**ことになります。このため、妥当な委託費用をもって適正な委託契約を行い、併せて契約内容を適切に履行するよう関係者を**指導監督する**必要があります。
- ④委託に係る産業廃棄物の流れを確認するものとして、**産業廃棄物管理票(マニフェスト)**の使用が義務付けられています。

発注者

なお、発注者においても、建設廃棄物が適正に運搬、処分されたか**確認に努める**ことが望まれます。

参考

建設廃棄物処理委託契約書

平成12年に廃棄物処理法が改正され、平成13年4月1日より排出事業者に最終処分終了の確認までが義務付けられました。具体的には、廃棄物処理委託契約書に最終処分場所の所在地等を明記するとともに、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により最終処分終了を確認することになりました。

この「建設廃棄物処理委託契約書」は、「建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)」と一体的に運用されることが望ましいもので、右の「建設廃棄物処理委託契約書 様式及び記入例」には記入例と併せQ&Aもまとめられています。

- 作成機関：(一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、
(一社)日本建設業経営協会、(一社)全国中小建設業協会、
(一社)東京建設業協会、建設廃棄物協同組合

- 販売元：建設資料普及センター

TEL 03-3552-5659 FAX 03-3552-1008

建設廃棄物処理委託契約書 様式及び記入例
平成13年4月1日
建設業六団体 建設系廃棄物マニフェスト

参考

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の運用

A 引渡し控え	B1 運搬控え	C1 処理済控え
B2 運搬証明	C2 処理証明	
D 処理証明		
E 最終処分証明		

委託契約書と合わせて
5年間の保存義務

■建設系廃棄物マニフェストの発行：建設六団体副産物対策協議会
■建設系廃棄物マニフェストの取扱元：建設マニフェスト販売センター TEL 03-3523-1630

電子マニフェスト

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでマニフェストをやり取りします。

電子マニフェストの場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者がネットワークに加入する必要があります。

廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運用を行っています。

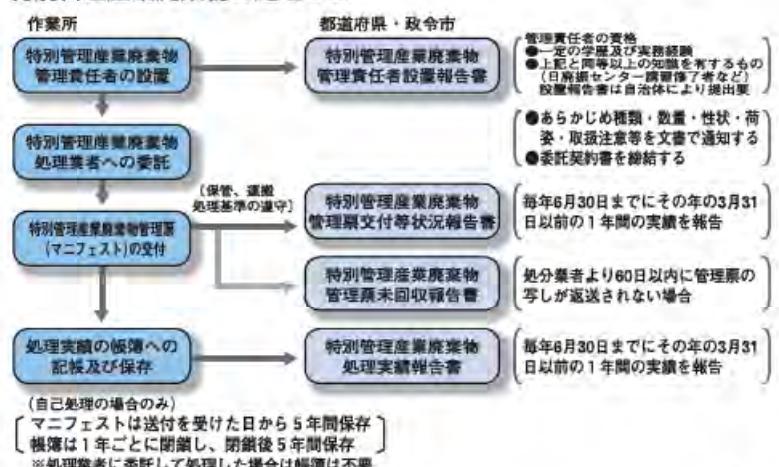
**電子マニフェストシステムと紙マニフェストの比較(排出事業者の場合)**

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの 交付・登録	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引渡してから、3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡すと同時にマニフェストを交付 廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付
処理終了の確認	<ul style="list-style-type: none"> 情報処理センターからの運搬終了報告、中間処理報告、最終処分報告の通知(電子メール等)により確認 	<ul style="list-style-type: none"> B2票の回収・A票照合により運搬終了を確認 D票の回収・A票照合により中間処理終了を確認 E票の回収・A票照合により最終処分終了を確認
マニフェストの 保存	<ul style="list-style-type: none"> マニフェストの保存が不要 (情報処理センターがマニフェスト情報を保存) 	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者は収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票をA票とともに5年間保存

■問い合わせ先：(公財)日本産業廃棄物処理振興センター JWNETサポートセンター
TEL 0800-800-9023 URL <http://www.jwnet.or.jp/>

3. 特別管理産業廃棄物

吹付けアスベスト除去工事に伴い発生する飛散性アスベスト等の特別管理産業廃棄物は、通常の産業廃棄物処理業者ではなく、収集・運搬と処分について、それぞれ特別管理産業廃棄物の許可業者に処理を委託しなければなりません。処理方法については、除去工事業者と十分に打合せを行っておく必要があります。

特別管理産業廃棄物の処理フロー

参考

アスペスト(石綿)含有建材の処理

アスペスト(石綿：いしわた・せきめん)は、耐火被覆用・吸音用等の石綿吹付け材、吹付け材以外の石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材、その他の石綿含有成形板など多くの建材として使用されてきました。しかし、中皮種、肺がん等の原因となるといわれ、労働安全衛生法施行令の改正により平成16年10月から大半の石綿含有建材の製造・使用が禁止となり、**18年9月からは全面禁止**となりました。しかし、建築物・工作物には大量に使用されストックされているアスペストがあります。今後は、これらの建築物等の解体・改修時の石綿含有建材からの石綿粉じん飛散を防止していくことが重要となっています。その際には、「**大気汚染防止法(大防法)**」「**労働安全衛生法／石綿障害予防規則(石綿則)**」「**廃棄物処理法(廃掃法)**」に基づく措置が必要です。

●石綿含有建材の分類

石綿障害予防規則においては、除去の際の発じん量の大きさからその作業を下表のように分類しています。

分類	作業	石綿含有建材
レベル1	石綿含有吹付け材の除去作業	吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール(半湿式・湿式)・石綿含有吹付けバーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト
レベル2	吹付け以外の石綿含有保温材等の除去作業	石綿含有保温材、石綿含有断熱材(煙突・折板裏貼り付け)、石綿含有耐火被覆材
レベル3	その他の石綿含有成形板の除去作業	石綿スレート、ケイ酸カルシウム版、押出し成形セメント版、岩綿吸音天井版、ビニル床タイル等

●解体等の工事におけるアスペスト(石綿)対策

平成17年7月の石綿則の施行と同時に始まった石綿騒動を受け、18年3月大防法施行令・規則の改正施行、9月石綿則改正施行、10月大防法・施行令改正施行、廃掃法・施行令・規則改正施行と矢継ぎ早に改正法令が施行されてきています。さらに平成26年6月に大防法、石綿法の改正がありました。これらに定められている対策の内容は下表のとおりです。

解体・改修工事におけるアスペスト関連規制事項

	レベル1			レベル2			レベル3										
	石綿含有吹付け材			保温材・断熱材・耐火被覆材			その他の成形板等										
事前調査																	
作業計画																	
届出	安衛法	耐火建築物等:工事計画届	――	――	――	――	――										
	石綿則	上記以外の建築物・工作物	建築物・工作物:建築物解体等作業届					――									
	大防法	建築物・工作物:特定粉じん排出等作業実施届					――										
石綿作業主任者																	
特別教育																	
石綿健康診断																	
措置	標識掲示	近隣へのお知らせ看板の掲示(大防法)						看板掲示 (厚生労働省指導)									
		立入禁止、飲食・喫茶禁止、作業主任者職務、石綿取扱い注意看板の掲示						――									
	飛散防止措置	湿潤化(大防法・石綿則)						湿潤化(石綿則)									
ばく露防止措置	隔離の措置 (大防法・石綿則)		当該作業員以外立入禁止	周辺の養生(大防法)		当該作業員以外立入禁止	隔離の措置	――									
	電動ファン付き呼吸用保護具などに限る。保護衣の使用		呼吸用保護具・保護衣の使用					保護具・作業衣									
廃棄物処理(廃掃法)																	
特別管理産業廃棄物(廢石綿等)として処理(埋立・溶融・無害化処理) 元請業者が特管産廃管理責任者を設置																	
作業記録																	
当該作業に従事しなくなつてから40年間保存																	

*特記のないものは安衛法／石綿則の規定

*封じ込め・囲い込みについては、その内容により本表に該当しない場合があるので注意してください

隔離の措置：隔離・負圧除じん・前室の設置（前室には洗身室と更衣室を併設しなければならない）

具体的な作業内容については、次の図書が参考となります。（法令改正に応じて、逐次改訂される予定です）

- ・**一石綿技術指針対応版－「石綿粉じんばく露防止対策マニュアル」**（発行：建設業労働災害防止協会）
- ・**「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」** http://env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html
- ・**「公共建築改修工事標準仕様書」**（発行：(一財)建築保全センター）
- ・**「改訂既存建築物の吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説・2006」**（発行：(一財)日本建築センター）

参考

●アスペスト含有製品の処理

これまで特別管理産業廃棄物「廃石綿等」には、吹付け材、保温材及びそれらを除去するときに生じたものが指定されていましたが、平成18年10月からは石綿含有断熱材・耐火被覆材が追加されました。また、処分方法についても、無害化処理の認定制度が創設され、これまでの管理型処分場での埋立処分、溶融処理に無害化処理が追加されています。

石綿含有成形板等は、産業廃棄物「がれき類」等に該当するものの、破碎することにより石綿粉じん飛散のおそれがあることから、「石綿含有産業廃棄物」として次のように取り扱うこととされています。

- ・現場内では、他のものと分別し、飛散防止措置を講じる
- ・運搬等に当たっても他のものと混じらないようにする
- ・原則として破碎せず、安定型埋立処分、溶融、無害化処理のいずれかの方法で処理する

■厚生労働省ホームページ アスベスト（石綿）情報：

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

■環境省ホームページ アスベスト（石綿）関連情報：

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

■国土交通省ホームページ アスベスト問題への対応について：

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>

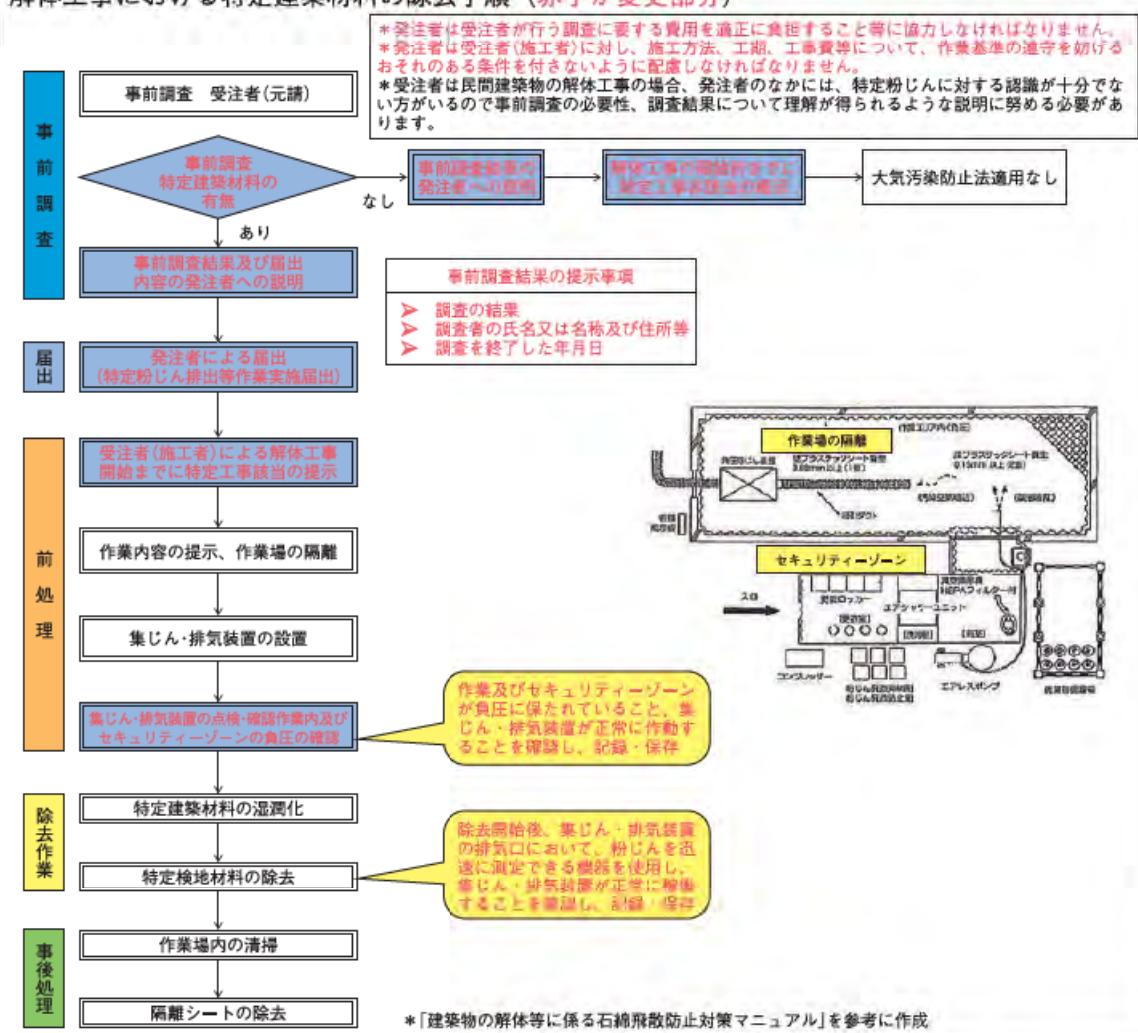
大気汚染防止法による飛散防止対策について

建築物の解体等によって生じる石綿の飛散を防止するために、「改正大気汚染防止法」により、手続きが以下のようになります。

〈特定粉じん排出等作業の実施届出〉

石綿を使用している建築物や工作物を解体、改修、する場合発注者又は自主施工者は、作業の場所、期間、作業方法などについて作業を始める日を14日前までに都道府県などの窓口に提出しなければなりません。

解体工事における特定建築材料の除去手順（赤字が変更部分）



*「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参考に作成

参考

廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(案)

廃石膏ボードは、年間百数十万トンが排出されているとの推計があり。さらに今後、解体系廃石膏ボードを中心に排出量の大幅な増加が見込まれています。

一方、廃石膏ボードのリサイクルの取組は十分に進んでいるとは言えません。特に解体系廃石膏ボードについては、リサイクルに係る体制や技術等が十分確立されていないことから、再資源化されずに最終処分される割合が高いという課題があります。

これらを背景に、国土交通省建設業課では、廃石膏ボードの再資源化の促進を見据え、分別解体と排出時の分別の徹底に係る措置の一つとして、専門家による「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル検討委員会」を設置し、適切な現場分別等の方法について整理し、平成22年度に作成した「試行版」に必要な修正を加えて「廃石膏ボード現場解体マニュアル(案)」を作成しました。

本マニュアルを参考とすることで、廃石膏ボードの現場分別の徹底が図られ、廃石膏ボードの再資源化の促進や建設廃棄物の適正処理、最終処分場の延命化等に寄与することを目的としています。

●内容

- 1. マニュアルの位置付け 2. 事前調査 3. 解体工事の計画等 4. 施工
- 4. 1 解体工事の概要 4. 2 石膏ボード取り付け工法別の解体方法
- 4. 3 有害物質を含有した廃石膏ボードの取扱い方法 5. 解体後の管理

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sougoseisaku/region/recycle/recyclehou/manual/sekkou.htm>

15 実績記録の作成・報告・保管

16 完了報告の受領・確認

元請業者
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化等が完了したときは、その報告を発注者に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。

(建リ法第18条、建リ法規則第5条)

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを発注者に書面で報告しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

報告事項

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用

元請業者

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握して記録するとともに、工事完成後1年間保存しなければなりません。

(資法第15条、同第34条、再生資源判断省令第8条第3項、同第4項、指定副産物判断省令第7条第3項、同第4項)

一定規模
⇒P28表参照

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握し、記録を1年間保存し、発注者の求めに応じて提出しなければなりません。

また、廃棄物処理計画についても実施状況を把握し記録を保存すること、建設副産物が適正に処理されたことを現場や書面等により確認することが望されます。

なお、発注者についても、計画の実施状況等を提出させるなど、発注者として建設副産物が適正に処理されたことを確認すること、現場に廃棄物が残置されていないか確認することが望されます。

また、明示した条件(数量等)に変更が生じた場合には適切に精算変更することが望されます。

国交省発注工事においては、再生資源利用実施書及び再生資源利用実施書を提出されることとしており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されます。民間工事においても、これに準じて運用することが望れます。

関連通知 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」(建設リサイクルガイドライン)
(平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号)

国交省直轄
工事の運用元請業者
協力業者

産業廃棄物の排出事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間ににおいて交付したマニフェストの交付等の状況の報告を、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長(以下「都道府県知事等」)に提出しなければなりません。

(廃掃法第12条の3第6項、同規則第8条の27、廃掃法第12条の5第8項、同規則第8条の36)

電子マニフェストを利用した場合にあっては、情報センターが集計して都道府県知事等に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事に報告する必要はありません。

17 現場実務のチェックリスト

建設リサイクル法が適用される工事についてのチェックリストです。

適用対象外の工事についても、これに準じて実施することが望されます。

【凡例】□：必須義務 □：実施又は指導の努力義務

※1:公共工事においては実施義務又は指導義務が定められている

※2:公共工事においては実施義務が定められているが、民間工事においては再生資源判断省令・指定副産物判断省令により、一定規模以上の工事の場合に実施義務が定められている（P28参照）

チェックの項目	実施の主体		
	発注者	元請業者	協力業者
①事前調査(計画・設計)			
■「リサイクル計画書(概略設計)(詳細設計)」の作成	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■再生資源の利用の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
②発注計画の作成等(積算・発注)			
■「リサイクル計画書(積算段階)」の作成	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■リサイクル原則化ルールの適用	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■適正積算	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■設計図書への条件明示	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
③事前調査 ④現場分別等の計画の作成			
■事前調査の実施	—	<input type="checkbox"/>	—
■分別解体等の計画等の作成	—	<input type="checkbox"/>	—
⑤発注者への説明 ⑥受領・確認			
■届出事項の説明、受領・確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
⑦工事請負契約			
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
⑧事前届出			
■工事の届出	<input type="checkbox"/>	—	—
⑨施工計画の作成等			
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2	—
■廃棄物処理計画の作成	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※1	—
⑩届出事項の告知・確認 ⑪工事下請負契約			
■届出事項を下請負人に告知・確認	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫工事着手前の措置(事前措置)			
■事前措置の実施	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬施工(分別解体等)			
■技術管理者等の設置と標識の掲示	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■分別解体等の実施と分別の徹底	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■現場での適切な保管	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■現場内利用の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■縮減の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
⑭副産物の再資源化等・適正処理			
■特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■廃掃法令第6条に従い処理(自己処理の場合)	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■廃掃法令第6条の2に従い委託(処理を委託する場合)	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
⑮実績記録の作成・報告・保管 ⑯完了報告の受領・確認			
■再資源化等の完了の報告、写しの保存	—	<input type="checkbox"/>	—
■再資源化等の完了の受領・確認	<input type="checkbox"/>	—	—
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2	—
■マニフェストの年度集計と報告	—	<input type="checkbox"/>	—



リサイクルへの取組み・事例

地球規模の課題である温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全は、建設業にとって重要な環境課題であり、ライフサイクルを通じ、エネルギー多消費型産業からの脱却および持続可能な社会の実現に向けた活動が求められている。

(一社)日本建設業連合会では2013年度～2015年度の3年間にわたる業界の環境行動指針として「建設業の環境自主行動計画 第5版」を策定し、総合的な環境活動に取り組んでいる。



●「建設業の環境自主行動計画」実施項目の推移 ・1996～2007年

1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
初版		第2版	第2版(増補版)				第3版			第3版(改訂版)	
96年4月 【実施項目】 ①②③④⑤		98年10月 【実施項目】 ①②③④⑤		99年4月 【実施項目】 ①②③④⑤⑥⑦			03年2月 【実施項目】 ①⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪ ※②は⑪に内容変更 ③は削除 ④は⑩に含む			06年3月 【実施項目】 ①⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪ ※⑩の目標値を変更	
①地球温暖化防止対策 ②循環型社会の構築 ③熱帯雨林保全 ④環境マネジメントシステム構築		⑤生態系保全 ⑥緑化の推進 ⑦二酸化炭素以外の 温室効果ガスの排出抑制		⑧グリーン調達の促進 ⑨化学物質管理の促進 ⑩環境経営の促進 ⑪建設副産物対策							

- ①地球温暖化防止対策
- ②循環型社会の構築
- ③熱帯雨林保全
- ④環境マネジメントシステム構築
- ⑤生態系保全
- ⑥緑化の推進
- ⑦二酸化炭素以外の
温室効果ガスの排出抑制
- ⑧グリーン調達の促進
- ⑨化学物質管理の促進
- ⑩環境経営の促進
- ⑪建設副産物対策

・2007年以降

2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
第4版(2007年4月) 環境経営 ・環境経営の充実 環境保全 ・地球温暖化対策 ・建設副産物対策 ・有害物質・化学物質対策 ・生態系保全 環境配慮 ・環境配慮設計の推進 ・グリーン調達の促進 ・環境保全技術活用の促進	第4版(改訂版)(2010年4月) 環境経営 ・環境経営の充実 環境保全 ・地球温暖化対策 ・建設副産物対策 ・有害物質・化学物質対策 ・生物多様性の保全および持続可能な利用 環境配慮 ・環境配慮設計の推進 ・グリーン調達の促進 ・環境保全技術活用の促進	第5版(2013年4月) M 環境経営 C 低炭素社会 R 循環型社会 N 自然共生社会							

■参照：(一社)日本建設業連合会ホームページ
<http://www.nikkenren.com/kankyou/jisyu.html>

建設業の環境自主行動計画 第5版の概要

建設業の 環境自主行動計画 第5版 | 総覧

 <p>環境経営</p>	<p>法令順守 社会貢献</p> <p>環境経営の実践</p> <p>環境技術 情報公開</p>	<p>テーマ</p> <p>目標</p> <p>環境経営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員企業の環境経営度を向上させるための活動の展開 ・建設業の環境活動情報の公開を推進 <p>環境配慮設計並びに保全技術の整備・活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した建築物の普及並びに環境保全技術の整備と活用の促進 <p>施工段階並びに設計段階における温暖化対策</p> <p>LCCO₂の削減</p> <p>調達 ▼ 設計 ▼ 施工 ▼ 運用 ▼ 維持管理 ▼ 解体・廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工段階でのCO₂排出量原単位2020年度までに20%削減 ・設計段階での運用時CO₂排出量の削減率を調査し、その向上を図る <p>建設副産物対策</p> <p>R logo: Recycle Based Society</p> <p>循環型社会</p> <p>建設副産物対策</p> <p>発生・抑制 ▼ 分別 ▼ 適正処理 ▼ 再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥の再資源化率2015年度までに85%以上 ・建設発生木材の再資源化率2015年度までに80%以上 ・建設発生土の利用率2015年度までに90%以上 <p>生物多様性の保全および持続可能な利用</p> <p>N logo: Nature Harmonious Society</p> <p>自然共生社会</p> <p>山林 都市</p> <p>生物多様性の保全</p> <p>農村 水辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全および持続可能な利用を促進
--	---	---

リサイクル事例

事業に際しては、建設副産物のリサイクルを充分に考慮し、推進することが必要です。
掲載事例の他に、約80のリサイクル事例を広報推進会議ホームページでご覧いただけます。

■参照：<http://www.suishinkaigi.jp/case/index2.html>

事例1

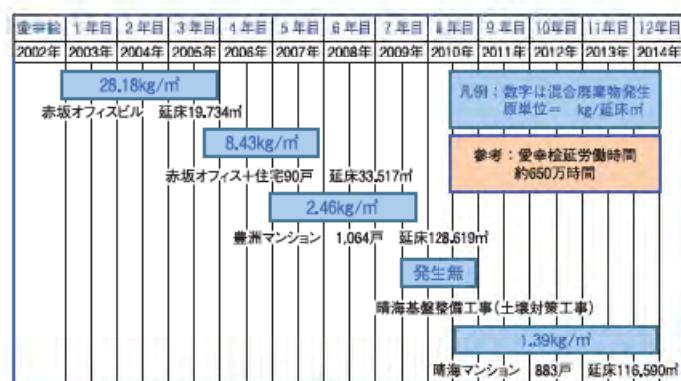
3R

「つなぐ」「つなげる」10年以上続く継続型職長会「愛幸桧」の環境活動

約11年にわたる継続型職長会である「愛幸桧」が、鹿島建設における、それぞれの現場の施工条件や、建物用途により発生状況が異なる建設副産物に正面から取り組み、一現場の成果としてのみに終わらせるのではなく、継続することの優位性を最大限に生かすことで、新築工事着工直後の初期段階から、非常に高いレベルでの3R運動を展開しています。

「次の現場で活かせる活動」が元請側ではなく、現場の最先端にいる職人ひとり一人に至るまで、しっかりと集団として継承されているこのような事例は、有期の建築施工現場においては、きわめて稀有な例であり、「つなぐ・つながる」は、明日の地球への環境活動にも確実な一步を刻んでくれていると考えています。

平成25年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



愛幸桧の実績

人生明るく 人に優しく

心愛ふかく 共に頑張ろう



愛幸桧の集合写真

「建設リサイクル」
2014.夏号に掲載

■問い合わせ先：鹿島建設株式会社 建築管理本部 電話番号 03-5544-0245

事例2

発生抑制・再利用

開削トンネル工事の施工から発生する廃棄物の抑制、排出削減、副産物の利用

三宝第2工区開削トンネル工事において、①仮設工における使用仮設資機材の低減、②構造物撤去におけるコンクリート塊の排出削減と再生利用、③柱列式連続壁の泥土の発生抑制と再生利用、④建設発生土の有効利用、⑤高規格流動化処理土の利用、⑥型枠材に再利用可能な材料を使用など様々な工程において3Rに対する取組みを実施し、成果を上げました。

平成25年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



自立式土留工による施工



移動式土質改良機による連壁発生泥土の改質利用

「建設リサイクル」
2014.夏号に掲載

■問い合わせ先：前田建設工業株式会社 関西支店 安全環境部 電話番号06-6243-2414

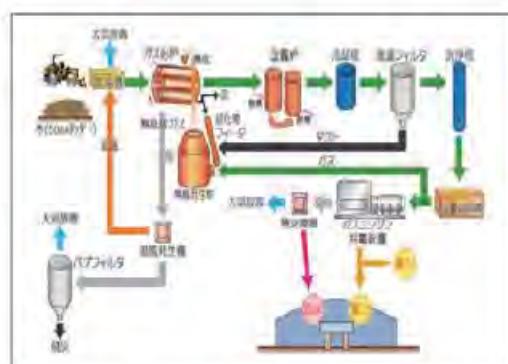
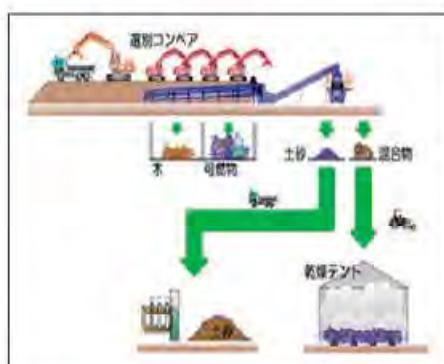


リサイクル

東日本大震災で発生した災害廃棄物のリサイクル率向上への取り組み

南三陸町内における被災建物の解体、廃棄物仮置き場の建設、災害廃棄物の運搬と処理、廃棄物処理完了後の廃棄物仮置き場の撤去と農地の復旧に従事し、災害廃棄物は可能な限り有効に利用できるよう、徹底した多段階選別処理等に取り組み、被災地でのリサイクル率98%（サーマルリサイクル含む）を達成しました。

平成25年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



「建設リサイクル」
2014.春号に掲載

■問い合わせ先：清水建設株式会社 東北支店 安全環境部 環境グループ 電話番号022-267-9105



ゼロエミッション

CRM工法による汚泥の削減と太陽光発電による地球温暖化対策

外環自動車道・国道298号線と京成電鉄の交差部における立体交差工事において、掘削土再利用連続工法「CRM工法」を採用し、汚泥の発生量とセメントの使用量を削減し、環境負荷に取り組みました。また、工事用仮建物の屋根に太陽光パネルを設置し、発電した電力を施工場所のLED照明に使用するなど、省電力にも務めました。

平成24年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



「建設リサイクル」
2013.夏号に掲載

■問い合わせ先：大成建設株式会社 土木本部土木部 03-5381-5279

事例5

3R

シールドトンネル工事における廃棄物削減と地球温暖化対策

25号御堂筋共同溝工事は、電気・水道インフラ整備のための共同溝となるシールドトンネルを設置する工事であり、路面工事の大幅削減による交通渋滞の解消や排ガス低減の効果が期待されています。施工にあたっては、シールドトンネル工事に特有な建設副産物（脱水処理土）、設備（照明、換気）、資材（セグメント）等に着目した資源の有効活用と地球温暖化対策に取り組みました。

平成24年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



処理土の削減効果



インパート付きセグメント

「建設リサイクル」
2013.冬号に掲載

■問い合わせ先：大成建設株式会社 土木本部土木部 03-5381-5279

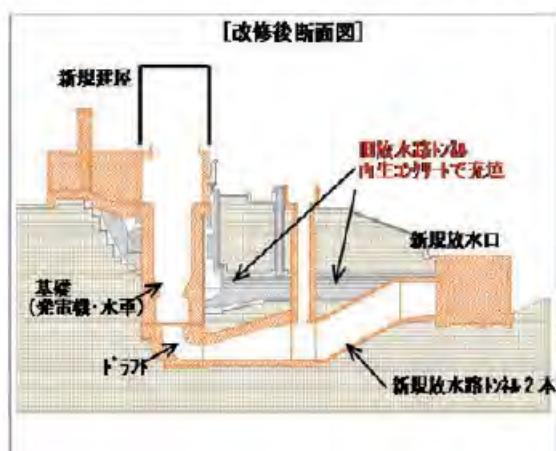
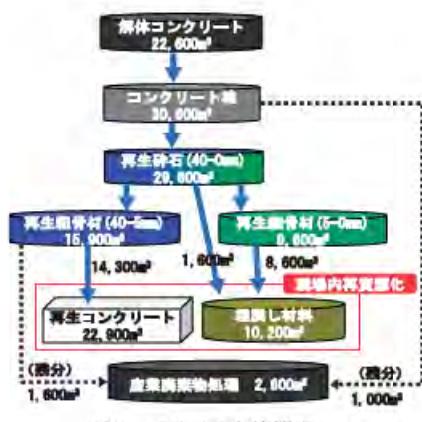
事例6

有効利用

水力発電所リニューアル工事で発生した80年前の解体コンクリートの有効利用

老朽化した水力発電所のリニューアル工事においては、既設構造物の撤去・解体に伴い、大量のコンクリート塊が発生します。その産業廃棄物の削減及び再資源化を図るため、有効利用のための様々な取組みを行いました。産業廃棄物の削減量28,000m³、現場内での再資源化率約90%を達成しました。

平成23年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



「建設リサイクル」
2012.秋号に掲載

■問い合わせ先：前田建設工業株式会社 東北支店 土木部 電話番号 022-225-8326



建設副産物リサイクル広報推進会議の活動

建設副産物リサイクル広報推進会議におけるリサイクル推進活動を紹介します。

毎年度リデュース・リユース・リサイクル推進月間（10月）の技術発表会・展示会開催、ポスター作成をはじめ、建設リサイクルの普及・啓発活動として、次のような活動を行っています。

リサイクル（3R）現場

建設副産物のリサイクル推進に取り組んでいる事例について、公開見学会を開催する工事現場を認定し、その活動を支援しています。

ホームページによる情報提供

建設副産物リサイクル広報推進会議の「活動内容」、「建設副産物の概要」等の紹介、構成団体等へのリンク集を用意するとともに、「ニュースメール」の配信を行っています。



<http://www.suishinkaigi.jp/>

その他各種広報活動

●ポスターの掲出

建設関係者や一般の方々に建設リサイクルの重要性を伝えるために、10月の3R推進月間に広報用ポスター掲出による広報活動を実施しています。



●技術発表会・技術展示会の開催

2014年度は、技術発表会・技術展示会を11月21、22日に広島で開催。

建設副産物リサイクル広報推進会議の刊行物

建設副産物対策の総合情報誌

機関誌 建設リサイクル

- A4判 ●58ページ前後
- 定価1,382円
- 季刊（春、夏、秋、冬）

発注者、施工者、処理業者などの建設リサイクルに携わる全ての方々に！

実務者による、実務者のための基礎的・基本的な情報から実務に直結した情報を分かりやすくお伝えします。

【内容】

■特集
気になるリサイクルの動向や新制度、技術開発、支援措置…etc。
各号ごとにホットで重要なテーマについて様々な視点から特集します。

■ニュース・フォーカス
重要なニュースについて詳しく振り下げてお伝えします。

■建設リサイクルの基礎講座
●建設リサイクル法基礎講座 ●廃棄物処理法基礎講座 ●関係法令基礎講座
●誰でもできる建設リサイクル ●分かりやすい3R技術基礎講座

■クローズ・アップ

■テクノロジー・トゥデイ
●技術レポート ●リサイクル工法／リサイクル資材

■建設リサイクルの現場レポート

■現場で使える建設リサイクルQ&A

■はっとひと息おどりさんのエコ

他の産業の取組みも役立ちます！

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- A4判 ●12ページ ●定価100円（一括注文の場合、1,000部以上80円）

【目次】

1. 建設廃棄物の現状
2. 建築物の解体等にあたっては分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。
3. 分別解体等は以下の手順で行う必要があります。
4. 工事の発注者や元請業者等は次のことを行う必要があります。
5. 建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事登録が必要です。
6. 届出書・分別解体等の計画等
7. 特定行政庁及び保健所設置市一覧表

建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い

- A4判 ●20ページ

●190円+税（一括注文の場合、1,000部以上150円）

【収録している有害物質等】

石綿含有吹付け材【レベル1～3】／PCB／PCB含有シーリング材／ダイオキシン類／鉛・カドミウム／フロン／ハロン／水銀／臭化リチウム／クロム・銅・砒素化合物／砒素・カドミウム／建築用断熱材等／残存物品

刊行物の詳細、その他の刊行物につきましては、上記広報推進会議ホームページでご確認いただけます。

建設副産物リサイクル広報推進会議とは？

建設副産物リサイクル広報推進会議は、国土交通省、都道府県、政令市等から構成される各地方建設副産物対策連絡協議会や建設業団体など、関係機関が一体となって建設副産物のリサイクルに関する普及啓発活動を推進するため、平成4年5月に設立された団体です。リデュース・リユース・リサイクル推進月間（毎年10月）を中心にポスター、小冊子の作成、技術発表会・展示会、見学会、講習会の開催など、全国各地で多彩な活動を行っています。

建設副産物リサイクル広報推進会議

北海道地方建設副産物対策連絡協議会

東北地方建設副産物対策連絡協議会

関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会

北陸地方建設副産物対策連絡協議会

中部地方建設副産物対策連絡協議会

建設副産物対策近畿地方連絡協議会

中国地方建設副産物対策連絡委員会

建設副産物対策四国地方連絡協議会

九州地方建設副産物対策連絡協議会

沖縄地方建設副産物対策連絡協議会

建設六団体副産物対策協議会

（一社）日本建設業連合会

（一社）全国建設業協会

（一社）日本建設業経営協会

（一社）全国中小建設業協会

（一社）日本道路建設業協会

（一社）日本建設機械化施工協会

（一財）建設業振興基金

（一財）日本建設情報総合センター

建設廃棄物協同組合

（一財）経済調査会

（一社）建設コンサルタンツ協会

（一財）建設物価調査会

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団

（株）建設資源広域利用センター

（一社）住宅生産団体連合会

東京建設廃材処理協同組合

（一財）土木研究センター

（一社）日本アスファルト合材協会

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

（公社）全国解体工事業団体連合会

（公社）全国産業廃棄物連合会

（一財）先端建設技術センター

このパンフレットに関するお問い合わせは下記まで

[発 行] 建設副産物リサイクル広報推進会議

[事務局] 一般財団法人先端建設技術センター

TEL 03-3942-3991/FAX 03-3942-0424

<http://www.suishinkaigi.jp/>

問い合わせはFAXでお願いします。

このパンフレットは再生紙を使用しています。



建設副産物リサイクルのシンボルマークは、
リサイクルの「R」をかたどったものです。
赤い円形は建設副産物を表し、建設物からの発生と還元を
環境保全の色としてのグリーンで表現しています。